# 令和4事業年度業務実績報告書

令和5年6月

独立行政法人大学入試センター

## 【目次】

0		法人	、の概要		
I		国月	ミに対して提供するサービ	これでの他の業務の質の向上に関する	
	E	目標	を達成するためとるべき	措置6	ì
-	1	大	学入学志願者に対し大学	が共同して実施することとする試験(	3
		(1)	共通テストの問題作成		,
		(2)	共通テストの円滑な実施	i	
		(3)	共通テストの採点・成績	捷供20	)
		(4)	高等学校学習指導要領等	- への対応22	)
	2	ナ	、学の入学者選抜方法の改	z善に関する調査研究25	,
		(1)	調査研究の在り方及び評	<sup>2</sup> 価・公表26	ì
		(2)	プロジェクト型研究の推	進27	,
		(3)	共通テストに関する調査	研究28	)
		(4)	大学入学者選抜の基盤的	]・実践的な調査研究29	)
		(5)	試験情報の活用の促進		
	3	ナ	、学情報の提供等	32	)
Π		業務	8運営の効率化に関する目	標を達成するためとるべき措置33	;
	1	刹	<b>且織体制</b>		;
	2	業	美務運営	35	,
		(1)	固定的経費の削減、適正	な契約等35	,
		(2)	効率的な試験場の活用、	印刷経費等の見直し、デジタル化の	
			対応、各種会議への参加	1	)
		(3)	予算と実績の管理	39	)
	3	糸	合与水準の適正化	40	)
Ш		予算	草(人件費の見積りを含む	ふ)、収支計画及び資金計画42	)
	1	뇔	á該年度に係る予算 (人件	-費見積りを含む。)43	)
	2	필	台該年度に係る収支計画	47	,
	3	뇔	<b>á該年度に係る資金計画</b>		

4	計画的な収支計画の作成	54
5	施設・設備に関する計画	55
IV 短	豆期借入金の限度額	57
v 7	「要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に	
関	引する計画	57
VI 7	「要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の	
重	重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	57
VII 乗	余金の使途	57
WI 3	この他主務省令で定める業務運営に関する事項等	58
1	積立金の使途	59
2	内部統制	59
3	トップマネジメントの促進	63
4	情報セキュリティ	64
5	人材の確保・育成	65
6	関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化	68
7	情報の公開	70
(その	)他)	. 72

- (注)「項目別の状況」の「進捗状況」欄は、次の基準で記載。
- S:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を 量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標 の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上で、かつ質的に顕著な成 果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は 対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とさ れており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A:中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的 な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値) の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずる ことを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S: -

A:困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。)。

C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する事項を除く。)

D:目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要 な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業 務の見直しが必要

#### 〇 法人の概要

1. 法人名 独立行政法人大学入試センター

2. 所在地東京都目黒区駒場二丁目 19番 23号

3. 役 員

 理事長
 山口
 宏樹

 理事
 西井
 知紀

 監事
 東
 信彦

 監事(非常勤)大隈
 暁子

4. 常勤職員(令和4年4月1日現在) 事務職員97人、教員13人

- 5. 資本金 11,592 百万円
- 6. 法人の目的(独立行政法人大学入試センター法 第3条) 独立行政法人大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共 同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学 者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及 び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)における教育の振興に資すること を目的とする。

#### 7. 業務内容(独立行政法人大学入試センター法 第13条)

- ① 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。
- ② 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。
- ③ 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の 提供を行うこと。

#### 8. 沿革

昭和52年5月 大学入試センター設置

昭和54年1月 第1回共通第1次学力試験実施

昭和 63 年 10 月 ハートシステム運用開始

平成2年1月 第1回大学入試センター試験実施

第1期 中期目標期間(平成13年度~平成17年度)

平成 13 年 4 月 独立行政法人大学入試センター設置

平成 15 年 8 月 第 1 回法科大学院適性試験実施

平成 18 年 1 月 英語リスニングテスト導入

第2期 中期目標期間(平成18年度~平成22年度)

平成 22 年 4 月 入学者選抜研究機構発足

平成22年7月 法科大学院谪性試験終了

平成23年3月 ハートシステム廃止

第3期 中期目標期間(平成23年度~平成27年度)

平成 25 年 3 月 入学者選抜研究機構廃止

第4期 中期目標期間(平成28年度~令和2年度)

平成28年6月 新テスト実施企画本部を設置

平成29年4月 新テスト実施企画本部を廃止し新テスト実施企画部を設置

平成30年4月 新テスト実施企画部に情報システムグループを設置

平成31年4月 新テスト実施企画部にCBT グループを設置

令和2年4月 新テスト実施企画部及び入試研究推進課を廃止し試験企画部 及び試験企画課を設置

令和3年1月 第1回大学入学共通テスト実施

第5期 中期目標期間(令和3年度~令和7年度)

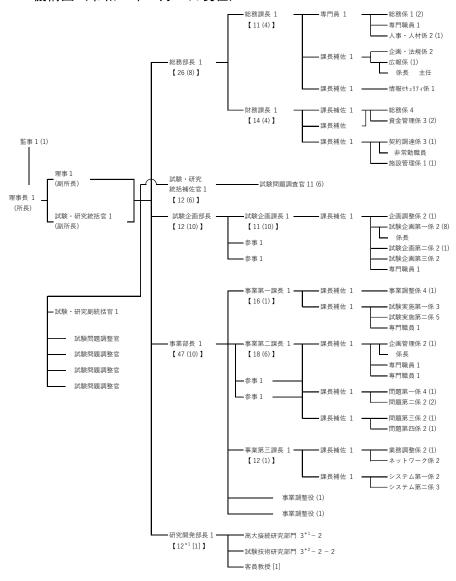
### 9. 設立根拠法

独立行政法人通則法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号) 独立行政法人大学入試センター法(平成 11 年 12 月 22 日法律第 166 号)

### 10. 主務大臣

文部科学大臣

#### 11. 機構図(令和4年4月1日現在)



- (注) 1.()内は、外数で特定有期雇用職員、特定有期雇用非常勤職員及び非常勤職員を示す。
  - 2. 研究開発部は、教授一准教授一助教の人数を示す。
  - 3. \*1は、試験・研究副統括官1名を含む。\*2は、研究開発部長1名を含む。
  - 4. []内は、外数で委嘱を示す。

  - 5. \_\_\_\_\_ 内は、兼務を示す。
  - 6. 育児休業者1名は機構図内の人数に含む。
  - 7. 文部科学省行政実務研修生1名は機構図内に含めていない。

総務部業務・システム最適化推進室

室長 事業第三課長

総務課長

事業第二課長 総務課課長補佐

総務課課長補佐

総務課情報セキュリティ係長

事業第二課課長補佐

事業第三課課長補佐

事業第三課課長補佐

事業第三課ネットワーク係長

研究開発部准教授

入学者選抜研究に関する調査室

室長 試験・研究統括官

室長補佐 試験・研究副統括官

研究開発部長 総務部長 試験企画部長 試験企画課長

試験企画課参事

監査・評価室

室長 総務課長

室長補佐 総務課専門員

> 総務課課長補佐 財務課課長補佐 総務課総務係長 総務課企画・法規係長

財務課総務係長

情報セキュリティ対策室

室長 総務課長

室長補佐 総務課課長補佐 室長補佐 総務課課長補佐

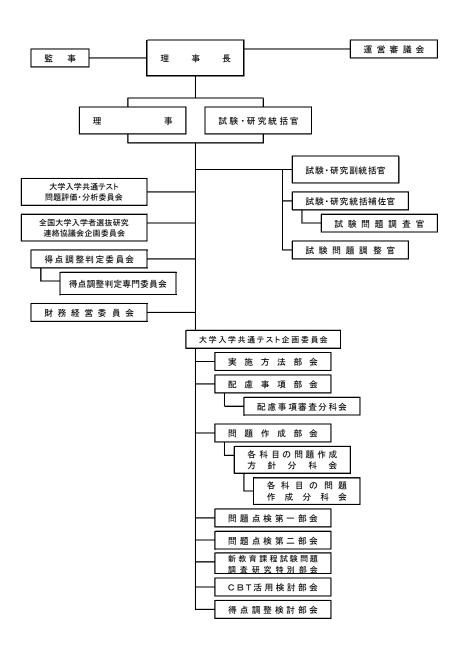
総務課情報セキュリティ係長

育児休業者【1】

文部科学省行政実務研修生【1】

#### 12. 委員会等組織図(令和4年4月1日現在)

(各種委員会の目的、構成は、資料編 p. 1 ~ 2 【資料 1】参照)



Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験

共通テストは、センター法第 13 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。

また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。

(1) 共通テストの問題作成

共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。

このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、 試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。

また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。

(2) 共通テストの円滑な実施

共通テストは全国の大学において同一の期日(2日間)に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。

なお、障害のある者等に対して、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律 第 65 号)を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の機会を広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状 況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。

(3) 共通テストの採点・成績提供

共通テストの採点及び成績提供を着実に行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。

(4) 高等学校学習指導要領等への対応

新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令和6年度より実施する。

なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行う。

#### 【指標】

- ・試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において 95%以上が良問であるとの評価を得る。(評定値による評価を導入した平成 15 年度試験から令和 2 年度試験まで 18 年間の実績の平均値: 95%)
- ・共通テストを円滑に実施するため、オンライン等により、共通テスト実施上の注意点等の大学への説明を実施し、説明資料に対する参加大学の視聴(閲覧)率を100%とする。

【重要度:高】共通テストについては、約55万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があるため。

【困難度:高】感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な 対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため。

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
I 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する目標を達 成するためとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する目標を達 成するためとるべき措置	_	_
1 大学大学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 大学に入学を志願する学学を志願する学を志願的な学を表でのののでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、は、近のでは、大学のでは、大学のでは、は、近、大学のであるが、して、大学のであるが、して、大学のであるが、して、大学のであるが、して、大学のであるが、して、大学のであるが、大学のであるが、大学のであるが、大学のの意思には、大学のの意思には、大学のの意思に、大学のである。	の段階における基礎的な学習の達成の 程度を判定し、大学教育を受けるため に必要な能力について把握することを 目的として大学が共同して実施する大 学入学共通テスト(以下「共通テスト」 という。)に関し、問題作成、試験の実 施、答案の採点・成績提供及びその他一 括して処理することが適当な業務を滞 りなく確実に実施するため、以下のこ とを円滑かつ適切に行う。	A	1 大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。) 令和5年度共通テスト(以下「令和5年度共通テスト」という場合、令和5年1月に実施した試験をいう。)は、以下の(1)~(4)を計画的かつ着実に実施した。 試験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期した上で実施した。 なお、共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、以下の取組を行い、参加大学が実施主体であることの認識を高めるとともに、参加大学の意見を令和5年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。  〇実施主体である参加大学の役割について説明するための取組 ・大学入試センター(以下「センター」という。)主催の協議会での説明入試担当者連絡協議会 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、令和2年度・令和3年度と同様、参加大学専用の特設サイトで解説付きのスライド資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。・依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供

テストに係る各種委員会等の運営方法 等の見直しを行う。	割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼する。		国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議(メール会議)、1都3県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議(ウェブ会議)、福島県連絡会議(ウェブ会議)  〇参加大学の意思を反映するための取組 大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する大学入学共通テスト企画委員会の一部委員を、国公私立大学の各団体からの推薦により委嘱しており、大学入学共通テスト実施要項、新型コロナウイルス感染症対策等について審議を行った。 また、令和4年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令和5年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。
(1) 共通テストの問題作成 高等学校学習指導要領に準拠した良 質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。さらに、各教科・ 科目の特質に応じ、知識の理解の質を 問う問題や思考力・判断力・表現力等を 発揮して解くことが求められる問題を 重視する。	(1) 共通テストの問題作成 高等学校学習指導要領に準拠した良 質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。	A	(1) 共通テストの問題作成 令和5年度共通テストの問題作成に当たっては、試験問題作成要領に基づき、以下の①~②のとおり計画的かつ着実に良質な試験問題の作成を行った。特に、試験問題の評価では高等学校関係者等を含む大学入学共通テスト問題評価・分析委員会から、対象 31 科目のうち、30 科目について良問であるとの評価が得られ、目標を超えた(p. 10(1)②-1参照)。なお、1科目については低い評価となった項目があったことを踏まえ、更なる良問の作成に努めている。  ※出題科目としては 30 科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも1科目として数えている。
① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。  その上で、試験問題の作成に当たる委員の業務量の適正化を図りつつ、秘密保持を徹底する。また、これまでの試験実施結果を踏まえ、毎年問題を作成し、試験問題の出題を作成し、記述、難易度、科目間の重複等の点検を厳格に行う。	① 試験問題の作成に当たかる試験問題作成の基準等を必るには、試験問題作成の基準等を必には対しては、試験問題作成では、試験問題に対して、試験問題の作成をで、、試験問題を対して、試験問題を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	В	①一1 試験問題作成要領等の整備 共通テストの目的・趣旨に沿った良質な試験問題を作成するため、令和5年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針(以下「問題作成方針」という。)とともに共通の試験問題作成の基準、作成上の留意事項等をまとめた「試験問題作成要領」(以下「作成要領」という。)を整備している。問題作成方針と作成要領については、教科・科目等別問題作成分科会長会議(以下「問題作成分科会長会議」という。)及び教科・科目等別問題作成分科会(以下「問題作成分科会」という。)において全委員に配付して説明を行うことにより周知徹底したほか、問題点検第一部会委員、問題点検第二部会委員及び教科・科目等別問題作成方針分科会(以下「方針分科会」という。)の高等学校等関係者の委員に対しても問題作成方針と作成要領に基づき試験問題の点検・照合を行うよう周知した。  ①一2 各データベースの充実 試験問題を作成するための基礎資料となる以下のデータベースの充実を図り、必要なデータを容易に得られる体制を整備することで、試験問題作成を効率的に行い、委員の業務負担を軽減した。  ア 試験問題データベース 平成15年度から共通第1次学力試験(以下「共通1次試験」という。)、大学入試センター試験(以下「センター試験)という。)及び共通テストの試験問題を追加した。 イ 教科書データベース

平成9年度から高等学校及び中学校の教科書の掲載内容等をデータベース化しており、令和4年度においては令和4年度高等学校教科書データを追加し、引き続き維持・管理することにより、委員の業務負担を軽減した。

#### ウ 国語出典情報データベース

平成 18 年度から共通 1 次試験、センター試験、共通テスト及び各大学試験問題の素材 文の出典情報をデータベース化しており、令和 4 年度においては、令和 4 年度大学入学 者選抜の各大学試験問題(近代以降の文章、古文、漢文)及び令和 5 年度共通テストの データを追加することにより、データベースを充実させた。

#### ①-3 秘密保持

試験問題に関する情報管理について、以下のことを実施し、情報が外部に流出しないよう秘密保持の徹底を図った。

- ・試験問題作成委員等氏名を問題作成に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで秘匿。
- ・試験問題作成委員が問題作成の基礎となる資料を持ち込む場合の、センターが貸与するセキュリティ機能付の記録媒体の使用を義務付け。
- ・試験問題作成委員等全員に対し、試験問題の秘密保持についての周知を徹底。
- ・入退室管理システムを使用し、試験問題作成エリアへの関係者以外の立入り規制を徹 底。
- ・試験問題作成委員等全員に対し、個人所有パソコン等の試験問題作成エリア内への持 込みを規制するための、私物保管用ロッカーを利用することの周知を徹底。
- ・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制を徹底。

#### ①-4 試験問題の作成

試験問題作成は、以下のとおり多くの委員によって十分な時間をかけ作成するとともに、問題作成分科会長会議で問題作成及び点検の際に特に留意する事項を説明し、様々な観点から点検、照合するなど厳格に行った。

問題作成分科会(資料編 p. 3 【資料 2 】参照)

- [委 員] 国公私立大学等の教員 22 分科会 462 人(各分科会 9~29 人)
- [役割]本試験・追試験用6教科30科目の試験問題を、問題作成方針に基づき、過去のセンター試験及び共通テストと試行調査(プレテスト)の実施結果を踏まえ出題範囲、出題内容、記述、難易度等について十分に討議し、約2年間で作成。

また、一部の教科・科目では、出題内容の重複や一方の試験問題に他の科目の解答が記述されることがないよう各教科・科目間の調整会議を年2回 開催した。

[開催回数] 部会ごとに年間 12~30回(延べ 376回、1.163日)

#### ①-5 試験問題の点検

以下の委員会等を設置し、問題作成分科会が作成した試験問題を様々な観点から点検し

た。問題点検第一部会では、教科科目第一委員会委員経験者等の知見を活かし、問題の構成、内容等の点検を行った。問題点検第二部会では、問題の形式、表現、科目間の整合性等総合的な点検を行ったほか、さらに、複数の科目における記述の重複等から解答が相互に推測されないよう重複点検に特化した点検日を設けるとともに、電子ツールの検索機能を活用し効率的かつ確実な重複点検を行った。また、方針分科会の高等学校関係者の委員は、高等学校教育の立場から、問題の難易度、出題範囲等の点検を行った。

なお、点検に当たっては、各点検委員会が効果的に点検を行えるよう、センターから問題作成における現状や点検の視点等について説明を行った。

#### ア 問題点検第一部会(資料編 p. 3 【資料 3 】参照)

- [委員]問題作成部会及び教科科目第一委員会委員の経験者、学識経験者等 19 部会 148 人(各部会 4~12 人)
- 〔役割〕問題の構成、内容、解答及び用字用語等を点検 「関ば同\*\*」 如うずんに存開る。 5回 (研えらの ロー)

[開催回数] 部会ごとに年間2~5回(延べ66回、228日)

#### イ 問題点検第二部会

- [委員] 国公私立大学等の教員及び学識経験者 28人
- [役割]問題の形式、表現及び各科目間の整合性、重複等について総合的に点検 [開催回数]年間5回(26日)

#### ウ 教科・科目等別問題作成方針分科会の高等学校等関係者

- 〔委 員〕高等学校等関係者 62 人
- [役割] 問題の難易度及び出題範囲について、高等学校教育の立場から点検 [開催回数] 科目ごと年間2回(延べ110日)

#### ①-6 令和5年度共通テスト問題に関する実施結果

ア 各教科・科目別平均点等(本試験)の状況(資料編 p.4~5【資料4】参照)

#### イ 得点調整対象科目間における平均点差

得点調整は、本試験において、地理歴史、公民、理科②の各教科の得点調整対象科目間で、原則として 20 点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合に行うこととしている。ただし、受験者数が 1 万人未満の科目は得点調整の対象としない。

令和5年度共通テストでは、理科②の物理と生物間で20点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められたことから、理科②において得点調整を実施した。ただし、地学は受験者数が1万人未満のため、得点調整を実施しなかった。

教 科	最	高	最	低	点 差
地理歴史	地理B	60.46 点	世界史B	58.43 点	2.03 点
公 民	現代社会	59.46 点	政治・経済	50.96 点	8.50 点
理科 理 科 ②※	物理	63.39 点	生物	39.74 点	23.65 点

※ 得点調整前の結果 (調整後の得点については、資料編 p. 4~5 【資料4】参照)

#### ウ 段階表示

各大学において受験者の多様な評価に活用できるように、各科目の科目別得点及び理科①の合計点に対し、「スタナイン」という方式を用いて、9段階に換算して段階表示を行った。なお、英語については、リーディング、リスニング別に段階表示を行った。

		10	
② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果を次年度以降の問題作成に反映する。	② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果は共通テストの問題作成に反映する。	A	エ 問題訂正等(資料編 p. 6【資料5】参照) 令和5年度共通テストの問題訂正等は以下のとおりであった。 ・問題訂正 本試験 5件、追試験 5件(前年度 本試験3件、追試験4件) ・補足説明 本試験 2件、追試験 1件(前年度 本試験0件、追試験1件) ・正解訂正 本試験 1件、追試験 0件(前年度 本試験0件、追試験0件)  ②一1 令和5年度共通テスト問題の評価(資料編p.7~8【資料6】、【資料7】参照) 共通テスト問題評価・分析委員会の各分科会(「外部評価分科会」及び「自己点検・分析・評価分科会」)により、試験問題について、出題科目ごとに①出題のねらい、②出題範囲、③題材、④問題の場面設定、⑤問題構成、⑥表現・用語、⑦難易度、⑧得点のちらばりの8項目について項目別評価を行うとともに、総合評価を行っている。 各分科会での出題科目ごとの総合評価は、外部評価分科会では対象31科目*中30科目(96.7%)、自己点検・分析・評価分科会では31科目(100%)で4段階評価の3以上であった。 以上のことから、共通テストの試験問題として良質な試験問題であったとの結論を得られた。 また、教育研究団体からは、高等学校学習指導要領の目標や範囲に沿った、教科書の内
			容・範囲を踏まえた基礎的・基本的な問題であったとの評価を受けた。 外部評価分科会及び教育研究団体等から寄せられた評価・意見等については、「大学入学 共通テスト問題評価・分析委員会報告書」において問題作成分科会の見解を記す。 ア 外部評価分科会  [委 員]高等学校関係者等 78 人  [役 割]学校教育に携わる専門的立場からの外部評価  [評価結果]対象 31 科目中 30 科目 (96.7%)について、総合評価が4段階評価で3以上であった。  イ 自己点検・分析・評価分科会  [委 員]試験問題作成委員 47 人  [役 割]外部評価分科会の評価、18 関係教育研究団体の評価を踏まえた自己点検・評価  [評価結果]対象 31 科目の全てについて、総合評価が4段階評価で3以上であった。  ※出題科目としては30 科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも1科目として数えている。  ②-2 「令和5年度大学入学共通テスト問題評価・分析委員会報告書(本、追・再試験)」を
			作成し、令和5年6月以降にセンターのウェブサイトで公表することとしている。 【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会における評価において、総合評価は 31 科目全て3 (ある程度適切)以上だったが、項目別評価では、難易度や問題構成といった評価項目で2 (あまり適切ではない)もあったことから、今後適正な評価が

得られるようさらなる良問の作成に努めること。

#### 〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉

・令和5年度共通テストについては、令和4事業年度計画に基づき、前年度共通テスト試験問題に関する外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会の評価を踏まえ、難易度や問題構成等が適正となるよう試験問題の作成を行った。令和5年度共通テスト終了後に前述の分科会において評価を行い、昨年度の評価で2と示された項目のある科目について改善し3以上の評価となった。また、令和5年度共通テストでは、上記科目とは異なる一部の科目で、外部評価分科会における総合評価で2となり、また、両分科会の項目別評価で1又は2と評価された項目があった。令和6年度共通テストの試験問題の作成に当たっては、これらの結果を踏まえ、適正な評価が得られるよう分科会長会議等において説明を行い、さらなる良問の作成に努めているところである。

#### (2) 共通テストの円滑な実施

共通テストに参加する国立、公立、 私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる共通テストの円滑な実施や、受験者が安心し、安定的に共通テストを実施していくための対策、デジタル化への対応のため、以下のことを行う。また、試験の実施結果を踏まえて、次年度以降の試験の実施方法を改善する。

#### (2) 共通テストの円滑な実施

共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等の緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる令和5年度共通テストの確実な実施、安定的に共通テストを実施するための対策及びデジタル化への対応のために以下のことを行う。また、令和5年度共通テストの実施に当たっては、令和4年度共通テストの実施結果を踏まえ、試験当日の実施体制等の見直しを行う。

#### A (2) 共通テストの円滑な実施

以下のとおり、計画的かつ着実に実施した。

#### ○令和5年度共通テスト実施結果

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験(令和5年1月14日、15日)の2週間後の1月28日、29日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県(50試験場)に設定した。

ア 参加大学数 870大学(うち短期大学151大学)

イ 試験期日

本試験

令和5年1月14日(土)、15日(日)

追•再試験

令和5年1月28日(土)、29日(日)

ウ 志 願 者 数 512.581 人

• 現役志願者数 436,873 人

•現役志願率 45.1%

エ 受 験 者 数 474,051 人 (受験率 92.48%)

才 成績提供件数 1,492,101件

【試験実施状況の推移】※令和2年度まではセンター試験の数値。

	事 項	令和5年度	令和 4 年度	令和3年度	令和2年度	平成 31 年度
1	志願者数	512,581 人	530,367 人	535,245 人	557,699 人	576,830 人
2	受験者数	474,051 人	488,384 人	484,114 人	527,072 人	546,198 人
3	現役志願率	45.1%	45.1%	44.3%	43.3%	44.0%
4	成績提供件数	1,492,101 件	1,532,350 件	1,539,357 件	1,636,072 件	1,799,345 件
5	追試験許可者数	3,893 人	1,660 人	1,721 人	278 人	643 人
6	追試験受験者数	3,445 人	1,354 人	1,428 人	230 人	593 人
7	再試験対象者数	393 人	215 人	118 人	47 人	144 人
8	再試験受験者数	27 人	183 人	61 人	9人	17 人

#### ○令和5年度共通テスト当日の試験開始時刻の繰下げ及び再試験

- ア 試験開始時刻の繰下げ(交通機関の遅延又は事故等によるもの)
  - 14 大学 14 試験場
- イ 再試験の実施
  - ・6大学6試験場、受験者数27人 (いずれの再試験も、正規の試験時間を確保しなかったことによるもの)

#### ○東日本大震災による被災志願者への対応

・検定料等の免除については、東日本大震災の復興状況に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたことなどにより、大学進学を断念しないように、検定料及び成績通知手数料について申請に基づき免除した。

令和 5 年度試験:申請者数 252 人、免除者 245 人、免除総額 4,574 千円 (令和 4 年度試験:申請者数 651 人、免除者 625 人、免除総額 11,598 千円)

#### ○利用者の利便性向上に向けた取組状況

受験票とともに配付する「受験上の注意」において、下記の注意点を掲載し、周知した。

- ・受験するに当たり特に気を付けるべき事項
- 受験票を確認する際のポイント
- 試験当日及び試験時間中の注意事項
- 新型コロナウイルス感染症対策

このほか、受験票の送付時に、不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利益を記載したリーフレットを配付することで全受験者に周知を図るとともに、解答用紙の解答科目欄等のマーク誤りへの注意喚起を図るため、センターのウェブサイトに、解答科目欄の不適切なマーク例等を掲載した。

さらに、試験当日に交通機関の遅延・運休があった場合、急病等となった場合やその他やむを得ない事由(事件に巻き込まれた場合や痴漢の被害にあった場合など)が生じた際の対応について、センターウェブサイトのトップページに掲載し、受験者等への周知を行った。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策

- ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、 本試験(令和5年1月14日、15日)の2週間後の1月28日、29日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県(50試験場)に設定した。
- イ 令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定、令和4年12月7日改定)を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9月に公表し、受験者、各関係団体、大学・高等学校等関係者に通知した。
- ウ 受験票とともに送付する「受験上の注意」に、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の1週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請すること、試験場内では常にマスクを正しく着用(鼻と口の両方を確実に覆う)すること、及び昼食は、他者との会話を控え、指定された時間に自席でとることなどの感染症対策を記載し、受験者へ周知した。

なお、「受験上の注意」は、受験票の送付に先行してセンターのウェブサイトに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等に関する Q&A 等を掲載し、感染対策の徹底について周知した。

エ 「オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進及び新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について(依頼)」(令和4年 11 月9日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)を受け、新型コロナウイルス感染症等の影響による発熱外来の逼迫を回避する観点から、令和5年度共通テストについては、例外的に、追試験の受験申請時に提出を求める「医師の診断書」に代えて、医療機関を受診した際の領収書や診断明細書など「医療機関を受診したことがわかる書類」の提出を可能とし、周知を行った。

#### ○業務の効率化についての取組状況

業務の効率化の観点から、出願受付や成績通知業務を民間に委託するとともに、共通 テスト実施後に、各参加大学から意見・要望を聴取し、各種マニュアル等を見直すなど、 参加大学と連携して業務改善に向けた取組を行うこととしている。

試験場・試験室の割当てについては、専用のウェブサイトにより試験場・試験室の登録及び割当て結果の確認・修正を行うなど、効率的に業務を行った。また、複数の試験場を仮想的に1試験場とみなすことによるスケールメリットを活かした試験場のグループ化を実施することにより、1試験場に特定の割当パターンを集中させることが可能となり、試験の複雑化を極力回避し、効率的に試験場・試験室を活用した。

#### ○受益者負担の妥当性・合理性

センターは、平成23年度から、国からの運営費交付金が交付されない独立行政法人となっており、事業の効率化に努め、検定料収入、成績提供手数料等の自己収入を主たる財源として試験業務を行っている。

#### 【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉

・試験時間中に電子機器類を悪用した不正行為事案が発生したことから、受験生が公平・公正な環境で安心して試験に臨めるよう再発防止に向け当該事案の検証と必要な対策の検討を行い、適切な不正行為防止対策を講じるよう努めること。

#### 〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉

- 〇 本事案が発生したことを踏まえ、令和4年2月に実施方法部会に情報通信の専門家を加えて実施方法部会に設置した「不正行為防止検討ワーキンググループ」において、不正行為の未然防止に係る対応策等について多角的に検討を行い、6月10日に、「大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について」として不正行為の防止策を公表した。
  - ※ 6月10日に公表した不正行為の防止策の主な内容は次のとおり。

(大学(監督者)対応の見直し)

- ・不正行為事例等の情報や、写真照合及び試験時間中の巡視の際に確認すべきポイントをマニュアル等で提供する。
- 大学に対し巡視の回数を増やすよう要請する。

14 ・スマートフォン等の取扱いの見直しとして監督者の指示で一斉に机上に出させ て、電源を切らせてかばん等にしまわせる。 (受験者への注意喚起) ・不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利益(受験した全ての教 科・科目の成績を無効とすることや、警察に被害届を提出する場合があることな ど)について、「受験案内」等についてはより注意を引くように記載するとともに、 「受験番号票」に新たに記載する。 ・さらに、新たにリーフレットを作成し、全受験者に周知を図るとともに、高等学 校等に活用を促す。 ○ 以上の防止策を踏まえ、各大学に対しては、各種マニュアル等に必要事項を反映 させ、9月30日に配付したほか、巡視体制を強化するよう依頼した。 また、受験者に対しては、不正行為に関する注意事項等について、「受験案内」に記 載することに加え、「受験上の注意」やリーフレットにおいても改めて周知した。 ① 秘密保持に十分留意の上、大学の ① 秘密保持に十分留意の上、試験の ①-1 令和5年度共通テストの企画・立案 試験実施や試験問題の管理、輸送に 円滑な実施や試験問題の適切な管理 過年度試験の実施結果や各参加大学からの意見・要望などを踏まえて、改善方策を整理 関する方針を定め、各種マニュアル 及び輸送に関する方針を定め、参加 し、以下のような対応を行った。 を整備するとともに、参加大学の関 大学に配付する実施・監督・輸送等に 関わる各種マニュアルについて、参 ア 新型コロナウイルス感染症への対応 係者に対して、セキュリティ対策を 講じた特設サイトを利用して説明資 加大学の意見も踏まえ、必要な改善 過年度試験の実施結果や各参加大学からの意見・要望を踏まえて、改善方策を整理す 料等を提供し、周知徹底を行う。な を行う。 るとともに、文部科学省の試験実施に関するガイドラインに基づき、令和5年度共通テ お、同資料の閲覧率を100%とする。 特に、令和4年度共通テストで発 ストにおける対応について、感染症の専門家の意見も踏まえてチェックリストの項目を 生した不正行為などへの対応につい 精査し、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、「令和5年 て検討し、各種マニュアルに反映す 度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等につい て」を策定し、令和5年度共通テストの実施方法及び各種マニュアルに反映した。 また、参加大学の関係者に対して、 セキュリティ対策を講じた特設サイ イ 試験時間中に電子機器類(スマートフォン)を使用した不正行為への対応 トで留意点や変更点等を分かりやす く解説した説明資料等を提供し、周 知徹底を行う。なお、同資料の閲覧 率を 100%とし、各参加大学におい て学内関係者に周知徹底を図るよう

要請する。

令和4年度共通テストにおいて、試験時間中に電子機器類を使用した不正行為事案が 発生したことを踏まえ、令和4年2月に実施方法部会に情報通信の専門家を加えて実施 方法部会に設置した「不正行為防止検討ワーキンググループ」において、不正行為の未 然防止に係る対応策等について多角的に検討を行い、6月10日に、「大学入学共通テス トにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について」として不正行為の防止策 を公表した。

各大学に対しては、不正行為事例等の情報や写真照合及び試験時間中の巡視の際に確 認すべきポイントをマニュアル等で提供し、巡視の回数を増やすよう要請するととも に、スマートフォン等の取扱いの見直しとして監督者の指示で一斉に机上に出させて、 電源を切らせてかばん等にしまわせることを周知した。

また、受験者に対しては、不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利 益(受験した全ての教科・科目の成績を無効とすることなど)について、「受験案内」 等についてはより注意を引くように記載するとともに、各受験者の机上に貼る「受験番 号票」に新たに記載した。さらに、新たに不正行為防止に関するリーフレットを作成し、

全受験者に周知を図るとともに、高等学校等に活用を促した。併せて、各大学には巡視体制を強化するよう依頼した。

#### ウ 東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件及び津波警報・津波注意 報の発令への対応

令和4年度共通テスト当日に、東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で刺傷事件が発生したことやトンガ諸島の火山噴火による津波警報・津波注意報が発令されたことから、安全対策及び災害対策、不測の事態への対応について、文部科学省の「令和5年度大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各種マニュアル等の見直しを行った。

また、各大学に対しては、試験場等の安全対策について、各試験場の状況に応じて、所轄の警察署と連携・協力について一層取り組むよう依頼した。

#### ①-2 実施要領、監督要領、輸送要領の整備

共通テストは、同一の期日に同一の試験問題によって実施する全国規模の試験であることから、毎年度、各試験場において公平かつ円滑に試験が進められるよう、統一的な基準を示す実施要領、監督要領、輸送要領を整備し、適宜見直しを行うこととしている。

令和5年度共通テストでは、各要領の見直しに当たり、令和4年度共通テスト実施後の参加大学からの意見・要望及び①-1に示した企画・立案の内容を踏まえ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、各種マニュアルを改訂した。

#### 【主な実施方法の変更点等】

- ・各大学において、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時のマニュアル等を整備 することを追記。
- ・試験時間中の巡視の回数や、巡視の際に確認すべきポイント等について監督者等に周知すること、また、使用してはいけない電子機器類を追記するとともに、不正行為については状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があることを受験案内等で周知している旨を記載。
- ・従来は受験番号票で受験者に行わせていた電子機器類の取扱いを、監督者の指示で一斉 に行わせることに変更し、受験番号票には新たに不正行為防止に関する受験者心得を記 載。

#### 【主な輸送方法の変更点等】

・問題冊子等の輸送に関し、各大学との郵送やファックスによるやり取りの一部を既存の システムを活用した通知や報告に変更。

#### ①-3 大学・監督者への周知

以下のア、イのとおり大学・監督者への周知徹底を図った。

#### ア 説明資料の提供等

従前、参加大学向けに入試担当者連絡協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領、監督要領、輸送要領、成績提供要領をもとに、令和5年度共通テストの実施方法の変更点や、新型コロナウイルス感染症対策、不正行為の防止策として必要な事項を中心

に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。

特に、スライド資料について、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ 周知しやすいように、実施要領等の解説を併せて提供するとともに、過去のトラブルや 対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。

また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう工夫した。

[資料提供状況]

- ・資料の提供回数 9月:1回、11月:1回、12月:2回、1月:1回
- 対象大学数 870 大学
- ・各資料を確認した大学数 870 大学 (100%) (各資料の確認状況について、各参加大学にアンケート調査を実施)

#### イ 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底

各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。

- ・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること
- 各担当の業務内容
- ・前年度共通テストとの変更点
- ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者 に多大な影響を与えるおそれがあること
- 不測の事態が発生した場合の対応方法等
- 新型コロナウイルス感染症対策
- ・不正行為の取扱い

さらに、監督業務を理解するための補助資料として、視覚的に容易に業務を理解できるよう、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加 大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。

また、11 月に参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、体調不良を申し出た受験者対応の予行演習、英語リスニングの予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を発出し、依頼した。

#### ①-4 試験問題等の適切な管理

以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な管理を行うとともに、試験問題等の管理上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。

#### ア センターにおける管理

試験問題等を適切に管理するため、保管倉庫については、24時間機械警備を行うとともに厳格な入退手続きを徹底した。

#### イ 各実施大学における管理

適正な試験問題の保管・管理体制を構築するため、各参加大学に対し、輸送要領の概要説明を含めたスライド資料を送付し、試験問題等の保管・管理上の留意点、特に秘密の保

			持について周知徹底を図った。また、新たに試験場を設定する場合等は、当該大学に対し、 試験問題等の保管・管理体制について調査票による調査を実施し、必要な助言を行った。  ① - 5 試験問題等の適切な輸送 以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な輸送を行う とともに、試験問題等の輸送上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時 における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。 ア センターから各実施大学に向けた輸送 センターは、輸送計画を立てた上で、輸送会社、警備会社を含めて入念な打合せを行 い、3者の緊密な連携によって、試験問題等を適切に輸送した。 また、警察庁等に対し、文書や直接訪問により試験実施及び試験問題等の輸送時にお ける警備協力を要請した。 イ 各実施大学から各試験場に向けた輸送 複数の試験場を設定する大学は、各大学で輸送計画を策定し各試験場への試験問題等 の輸送を行った。 センターは、各参加大学に対し、解説付きのスライド資料を提供し、輸送に関する留 意点、特に安全で確実な輸送体制の確保及び秘密の保持について周知徹底を図った。 その結果、全ての大学が確実に試験問題等を輸送した。
② 受験案内等を作成し受験者及び高等学校に配布するとともに、高等学校関係者に対して、インターネットを利用して解説資料等により、出願手続、受験上の留意点について周知徹底を行う。	② 受験者及び高等学校に配布する受験案内等について、高等改善を行う。 特に、公要な改善を行で発生した、その結果を踏まる必要な問題を 高等の 高等の 高等の 高等の 高等の 高等の 高等の 高等の は の の の の の の の の の の の の の の の の の の	В	②一1 「受験案内」の作成・配付 受験者及び高等学校関係者に対しては、共通テストの出願・受験等に必要な事項をまと めた「受験案内」を実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で審議の上で作成し、 配付している。 令和5年度共通テスト用「受験案内」では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更 点が分かりやすく伝わるよう留意した。 「受験案内」等は、令和4年9月1日から、各参加大学及び全国学校案内資料管理事務 センターを通じて高等学校及び受験者等に760,525部配付した。  ②一2 志願票等の取りまとめ依頼 高等学校等に在籍する卒業見込者の円滑な出願に資するため、卒業見込者の志願票等は学校 において取りまとめてセンターに提出するよう高等学校等に従前から協力を依頼している。  ②一3 説明動画資料の提供等 従前、高等学校等向けに説明協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、センターのウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、センターのウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点がら開催を見送り、センターのウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症を染拡大防止の観点がら開催を見送り、センターのウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症が策に伴う変更点及び出願受付等についての説明動画資料を掲載して、 教育委員会等を含む高等学校関係者に対して志願者が間違いなく出願できるよう指導を依頼するとともに、出願書類の取りまとめ等、共通テストの実施についての協力を要請した。
③ 試験場や試験室の割り当て方法等 について、受験者の利便性等を考慮	③ 試験場・試験室の割り当て方法について、受験者の利便性や参加大学の立地状況を考慮しつつ、試験を円	В	③ 効率的な試験場の活用 試験場(点字試験場を除く。)については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験場 を配置した結果、試験場数としては、672 試験場となった。

しつつ参加大学が設定する試験場等 を効率的に活用する。	滑に実施する観点から、効率的に試 験場等を活用する。		また、追試験については、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等に対応できる選択肢を確保するため、特例的に 47 都道府県に各 1 試験場を基本とし、48 試験場を設定準備した。なお、受験上の配慮決定者の対応のために 2 試験場を設定したため、追試験の試験場数としては、50 試験場となった。
④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。	④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。	A	<ul> <li>④ー1 新型コロナウイルス感染症への対応</li> <li>ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験(令和5年1月14日、15日)の2週間後の1月28日、29日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県(50試験場)に設定した。新型コロナウイルス感染症等により、追試験受験許可者が過去最多の3,893人となったが、あらかじめ体制を整え、限られた期間内で適切に対応した。</li> <li>イ 令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(令和4年6月3日付け大学入学者選抜協議会決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9月に公表し、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。また、受験者に対しては、受験票とともに送付する「受験上の注意」により、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の1週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請することなどを徹底した。</li> <li>ウ 問題作成においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部屋の委員入室人数の制限など予防対策を行った。</li> <li>④ー2 緊急対応用の試験問題 大規模な再試験及び問題漏洩等の不測の事態に備え、平成25年度~平成27年度に作成し保管していた緊急対応用試験問題について、点検を行った上で、令和3年2月に特例追試験の試験問題として活用した。令和3年度から、問題漏洩等の不測の事態に備え、2年計画で新たな緊急対応用試験問題を作成した。</li> </ul>
⑤ 電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。	⑤ 電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつ、システム開発及び構築の準備を行う。	В	(5) 電子出願等システムについて 電子出願システムの導入に向け、文部科学省や大学団体、高校団体等の関係団体に対し、システム導入についての説明と意見交換を行った。関係団体からの意見を踏まえ課題の整理を行い、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会において必要な審議を行った。また、システム開発業務について8月に入札公告、12月に契約を締結し、システム開発を開始した。なお、令和5年度以降、システムの導入に必要な他の調達を行い、引き続きシステム開発及び構築を進める予定である。 【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・電子出願システムの導入については、利用者の利便性向上の観点のみならず、安心かつ確実に活用されるものとなるよう、関係者の理解を十分得ながら進めるよう努めることが望ましい。

			・上記のとおり、ブ	<b>にえた令和4年度の改善状況〉</b> 文部科学省や国立大学協会等の関係団体 要な対応を進めた。	に対して説明や意見交換を行
(⑥) 障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法(昭和45年法律第84号)等を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するとともに、更なる充実に努める。	(6) 障害のある者等に対する法(昭和45年法律第84号)や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第65号)の施行等の状況を踏まえ、障害等の種類・程度答の応じた試験時間の延長、出題・解の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人の表別を勘察しつつ、一人の申請をきめ細かに確認が必要な者の試験場・試験室を設定するよう要請する。	В	に請下・	で実施で、 で実施で、 で実施して、 で実施して、 で実施して、 で実施して、 でまなるものとし、ののに、 のののののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 のののに、	も、 ・一人は、 ・一人は、 ・一人は、 ・一人は、 ・一人で、 ・一、 ・一人で、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一、 ・一

			聴覚障害	手話通訳、文書伝	達、補聴器の装用等	549 人 ( 537 人)		
			版体不自由	 チェック解答 (時	間延長)、代筆解答(時	366 人		
				間延長)、別室設力	定、座席指定等	(296人)		
			病 弱	別室設定、座席指	定等	933 人		
						(898人)		
			発達障害	時間延長、チェッ	ク解答、別室設定、	450 人		
				座席指定等		(406人)		
			その他	別室設定、座席指	定等	1,649 人		
						(1,433人)		
				合 計		4,049 人 (3,685 人)		
				は、程度が重い障害区分( 「者数のうち拡大文字	問題冊子配付許可者数区			
			区分	ポイント	<ul><li>( )内は令和4年度記令和5年度試験</li></ul>	八角央		
			視覚障害	22 ポイント	19人(29人)			
			)000FT II	14 ポイント	32 人(41 人)			
			- 聴覚障害	22 ポイント	0人(0人)			
				14 ポイント	1人(2人)			
			肢体不自由	22 ポイント	0人(2人)			
				14 ポイント	10人(5人)			
			病 弱	22 ポイント	0人(0人)			
				14 ポイント	2人(1人)			
			発達障害	22 ポイント	13 人(10 人)			
				14 ポイント	36人(43人)			
			その他	22 ポイント	1人(0人)			
				14 ポイント	2人(2人)			
			※ 重複障害の者は	※ 重複障害の者は、程度が重い障害区分に計上。				
(3) 共通テストの採点・成績提供	(3) 共通テストの採点・成績提供	В	(3) <b>共通テストの採点</b> 共通テストの採点		よ、以下の①~③を計画	<b>「的かつ着実に実施した。</b>		
① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュ	① 成績請求データ等作成及び取扱い の留意点等について周知徹底するた め、成績提供要領等の各種マニュア	В	①-1 成績提供要 各参加大学が円 供要領を整備した	滑に成績請求及び提係	<b>共を受けられるよう、手</b>	続きの詳細を記した成績提		
アルを整備するとともに、参加大学	ルを整備するとともに、参加大学に							
に対して、セキュリティ対策を講じ	対して、セキュリティ対策を講じた							

+ 性乳サノした利用して説の姿料体	性記サノしを利用して説の姿刻笙を		ジロ次料等を担併し、手续もの具体的中容もが図金も等について用知物序を図った。
た特設サイトを利用して説明資料等   を提供し、周知徹底を行う。	特設サイトを利用して説明資料等を 提供し、周知徹底を行う。		説明資料等を提供し、手続きの具体的内容及び留意点等について周知徹底を図った。
を提供し、周和畝底を打り。	徒供し、周知順度を打り。		
② 情報処理システムを適切に管理・	② 令和5年度共通テストに係るシス	В	②-1 情報処理システムの適切な管理・運営
運営し、正確な採点及び成績提供を	テム改修やプログラムのチェックな		電子計算機、OMR(光学式マーク読取装置)を適切に管理・運営するため、以下のことを
行う。	どのテストを確実に実施することに		実施し、正確な採点及び成績提供を行った。
	より、情報処理システムを適切に管		ア 電子計算機
	理・運営し、正確な採点及び成績提供		・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。
	を行う。		・サーバ等の機械部・冷却部等の清掃・調整、診断プログラムによる動作確認、障害発
			生時の障害記録による障害箇所の調査・確認等の保守点検を実施。令和4年度におい
			ては、年間 13 日間実施。また、本試験と追・再試験の当日及び成績提供開始日からの
			16 日間、保守員をセンター内に待機させ万全の保守体制をとった。
			イ OMR (Optical Mark Reader/光学式マーク読取装置)
			・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。 ・各装置のマークシート搬送路等の機械部分の清掃・注油・調整、OMR の心臓部であるカ
			メラ部分の機械的、電気的、光学的な調整等の保守点検を実施。令和4年度において
			は、年間81日間実施。
			32 V V V V V V V V V V V V V V V V V V V
			②-2 採点
			正確な採点のため、適切に管理・運営された電子計算機、OMRを使用し、全ての答案につ
			いて2回ずつ読取りを行って万全を期した。
			また、答案読取り及び採点処理等の下記期間中は、不測の事態に備えるため、それぞれ
			のシステムエンジニアをセンターに常駐させた。
			常駐期間 令和5年1月16日~19日、1月30日、1月31日(6日間) · <b>答案等枚数・読取枚数</b>
			· 音采寻仪数· 凯秋仪数 答案等枚数  3,233,767 枚
			OMR 読取枚数* 6, 490, 290 枚
			※照合不一致、読取順の誤りに伴う再読取枚数を含む。
			②-3 成績提供の実績
			参加大学の大学入学者選抜に利用するため、共通テストの成績を参加大学の請求に基づ
			き提供している。
			なお、令和5年度共通テストの成績提供の実績は以下のとおりであり、提供件数は、平
			成 31 年度試験時の過去最高から、 4 年連続で、志願者数とともに減少が続いている。 ス、光年度は毎担供大学数、担供供数
			ア 当年度成績提供大学数・提供件数 大学数 851 大学 (前年度 859 大学)
			大子数 651 大子 (前年度 639 大子) 提供件数 1,492,094 件 (前年度 1,532,316 件)
			(内訳)
			国立大学 320, 163 件 (前年度 322, 734 件)
			公立大学 133, 326 件 (前年度 135, 015 件)
			私立大学 1,034,045 件 (前年度 1,069,100 件)
			短期大学 4,288件 (前年度 5,237件)

			W. L. T. COTT. L. W
			公立専門職大学 210 件 (前年度 145 件)
			私立専門職大学 62 件 (前年度 85 件)
			イ 過年度成績提供大学数・提供件数
			大学数 7 大学 (前年度 14 大学)
			提供件数 7件 (前年度 34件)
			(内訳)
			国立大学 〇件 (前年度 〇件)
			公立大学 〇件 (前年度 〇件)
			私立大学 5件 (前年度 34件)
			短期大学 2件 (前年度 0件)
			公立専門職大学 〇件 (前年度 〇件)
			私立専門職大学 O件 (前年度 O件)
③ 試験成績の開示を希望する受験者 本人に対して、当該年度の入学者選 抜の全体日程終了後に共通テストの 成績を確実に通知する。	③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、令和5年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。	В	③ 成績開示希望者への成績通知の実績         令和5年度共通テストの成績の開示を希望する受験者に、成績を通知した。         ・成績通知書送付数 418,884 人 (前年度 438,104 人)         ・成績通知書送付率 81.7% (前年度 82.6%)         (全志願者に対する通知書送付数の割合)
(4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和4年度から年次進行で実施され る高等学校学習指導要領(平成30年告 示。以下「新学習指導要領」という。) に対応した試験を適切に実施するた め、文部科学省の「大学入試のあり方に 関する検討会議」など関連する会議に おける検討結果等を踏まえ必要な対応 を行うとともに、実施方法等について 検討し、令和6年度から着実に実施す る。	(4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和4年度から年次進行で実施され る高等学校学習指導要領(平成30年告 示。以下「新学習指導要領」という。) に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方に 関する検討会議」など関連する会議、各 教科・科目の問題作成の方向性(試作問題を含む。)について、「情報」の経過時間 置科目も含め、専門の委員で検問 し、公表する。さらに、試作問題の存について検証を行うなど、令和7年度 共通テストの試験問題の作成に向けた 準備を着実に進める。	В	(4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和4年度から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領(平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。)に対応した共通テストについて、令和3年7月に取りまとめられた文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言の内容も踏まえつつ、以下①~④を行った。 また、令和7年度共通テストに関するセンターにおける検討状況や今後のスケジュールについて、大学・高等学校関係者等に一元的に把握してもらえるよう、それらを整理したものを令和4年9月、11月及び令和5年3月にセンターのウェブサイトにおいて公表するなど、積極的な周知を行った。  ① 1 出題教科・科目の出題方法等の予告の公表 出題教科・科目の出題方法等について、文部科学省より令和3年度に公表された「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告(補遺)」を踏まえ、令和4年11月9日に予告として公表した。また、経過措置科目の出題方法等についても併せて公表した。
			①—2 問題作成の方向性及び試作問題の公表 新教育課程試験問題調査研究特別部会の下に置く研究分科会等において、新学習指導要 領を踏まえた問題作成の方向性の検討や、国語、地理歴史、公民、数学、英語、情報の試 作問題の作成を行った。これらの問題作成の方向性及び試作問題については、令和4年11 月9日に公表した。

経過措置科目『旧情報(仮)』についても試作問題を作成、公表した。 また、これらの公表内容を説明したスライド資料や、そのスライド資料を用いた音声付動画を作成し、センターのウェブサイトに掲載するなど、積極的な周知を行った。
② 試作問題モニター調査 令和4年11月9日に公表した、国語、地理歴史、公民、英語、情報の試作問題の検証の ために、大学1年生及び2年生の2,058名を対象にモニター調査を行い、試作問題の解答 データ及びアンケートの回答データを集積し、これらの分析を行った。
③ 令和7年度共通テストの実施方法の検討 令和7年度共通テストの解答用紙の様式や問題冊子の形態について、過去の学習指導要 領改訂時における実施方法を参考に、受験者や大学の実施関係者等に分かりやすいものと なるよう留意しつつ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。
④ 得点調整の実施条件・方法についての提言に関する意見募集 得点調整の実施条件・方法について、得点調整検討部会及び大学入学共通テスト企画委 員会において検討し、令和4年11月16日に「『大学入学共通テスト得点調整の実施条件・ 方法の改善についての提言』(得点調整検討部会審議のまとめ)の公表及び意見募集につい て」を公表し、センターのウェブサイトにおいて意見募集を行った。
【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・新科目「情報 I 」や経過措置科目について、早期に試作問題を公表するとともに、新 教育課程に対応した令和7年度共通テスト(令和6年度実施)が円滑に実施できるよ う、着実に準備を進めること。
<ul> <li>〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉</li> <li>・問題作成の方向性及び試作問題等については、令和4年11月9日にセンターのウェブサイトにおいて公表したところ。 今後は、公表内容を基に出題方法等及び問題作成方針を決定するとともに、それらを踏まえた問題作成を着実に行えるよう準備を進めていく。 また、時間割、解答用紙の様式や問題冊子の形態等の具体的な実施方法についても検討しており、今後実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会においても審議していく。</li> </ul>
踏まえた問題作成を着実に行えるよう準備を進めていく。 また、時間割、解答用紙の様式や問題冊子の形態等の具体的な実施方法についてもを 討しており、今後実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会においても審調

なお、「情報」については、「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とする

中期目標

2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学 者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものと する。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や 政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。

(2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。

(3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに 科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。

(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜におけるComputer Based Testing (CBT) などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。

(5) 試験情報の活用の推進

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。

#### 【指標】

・調査研究を研究計画に基づき着実に実施するとともに、外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得る。

【重要度:高】共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方などの中期的な課題だけではなく、CBTを始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため。

【困難度: 高】特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため。

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校等と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究を実施する。 調査研究を実施する。 はる目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。	2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学 者選抜に関する時代の要請を的進 捉えながら、大学や高等学校と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究を行う際に、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価の基準の見直しを行う。	A	2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究として、以下の(1)~(5)を計画的かつ着実に 実施した。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表 将来の大学入学者選抜の望まるい 在り方を見据えながら、共通テスとに 関する調査研究や、大学入学者選抜の改善に資する基盤的な調査研究や 法の改善に資する基盤的な調査研究、 政策的・社会的課題に対応したことを下究等に取り組む。こうしたことを下でま え、理事長のリーダーシップの研究を え、理事長のリーメプのででまま 定する研究計画に基づき、調査研究を 着実に実施する。なお、研究の実施に 当たっては、科学研究費補助金などの 競争的資金を積極的に活用する。

評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、以下のことを行うとともに、活用状況の把握に努める。

- ① 各大学や高等学校が利用しやす いよう積極的にホームページ等で 公表する。
- ② 国内外の学会や学会誌等で発表する。
- ③ 国が行う大学入学者選抜方法の 改善に向けた政策の企画立案のための資料を提供する。
- ④ センターが主体となり、各大学と 連携して入学者選抜に関する研究 協議を実施する。

また、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表

理事長のリーダーシップの下で策定 した研究計画に基づき、共通テストに 関する調査研究や大学入学者選抜方法 の改善に資する基盤的な調査研究、政 策的・社会的課題に対応した調査研究 に取り組む。

なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。

評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストをはじめわが国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、各大学や高等学校の利用を企図したホームページ等における積極的な公表や、国内外の学会や学会誌等での発表を行う。加えて、国が行う大学入学者選抜方法のの資料のは供を行うとともに、センターが主体となり各大学と連携した入学者選抜に関する研究協議を実施しつつ、活用状況の把握に努める。

さらに、研究協議の場において研究 成果を周知・公表し、その活用を促すこ とを通じて現れた諸課題を踏まえた調 査研究に取り組む。

#### (1) 調査研究の在り方及び評価・公表

調査研究の在り方及び評価・公表について、以下の①~⑧を計画的かつ着実に実施した。

- ① 共通テスト及び大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、令和3年3月に策定した「独立行政法人大学入試センター研究開発戦略」(以下「研究開発戦略」という。)に基づき、実施した。
- ② 調査研究費の配分については、研究開発戦略に基づいた研究計画に則り、「Computer Based Testing の技術標準に準拠した出題モジュールの開発」など 12 件 17,307 千円 (対前年比 2,553 千円増) に理事長裁量経費を配分した。
- ③ 科学研究費補助金を以下のとおり積極的に活用した。 (資料編 p 10 【資料 9 】参照)

Cacal taking by the March 1 of March 2 of Ma						
区分		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
		2 件	3 件	6 件	5 件	2 件
研究課題 件数	継続	7件	7 件	6 件	9 件	13 件
1十致	合計	9件	10 件	12 件	14 件	15 件
新規申請件数		5 件	9件	11 件	7件	3 件
採択件数		2 件	3 件	6 件	5 件	2 件
採択率		40.0%	33.3%	54.5%	71.4%	66.7%

※4年度の継続件数には、前任機関での採択1件を含む。

④ 調査研究に関する外部評価を以下のとおり実施した。

高等教育やテスト理論等を専門とする外部有識者により、理事長裁量経費で遂行した調査研究(令和4年度実施分)の外部評価を令和5年3月22日に実施した。評価は、令和5年度へ継続する研究課題8件については、当初の目標・計画に向けて順調に研究が進展しているか、機能的な研究体制を整えているか、有効かつ効率的に研究費を使用しているかを踏まえた上で、期待通りの研究成果が見込まれるかの観点で、また、令和4年度で終了する研究課題4件については研究目標が達成され、大学入学者選抜の改善に活用できる成果をあげられたかの観点で行った。

その結果、全ての研究課題が、研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容である(継続課題)、あるいは大学入学者選抜の改善に活用できる成果である(終了課題)との評価を受けた。なお、外部有識者による研究課題ごとの改善に向けた助言を、今後の調査研究に活かしていくこととしている。

⑤ 入試研究に関する論文等を冊子「大学入試研究ジャーナル」として取りまとめて発行したほか、調査研究の成果を各大学・高等学校及び研究者が利用しやすいようセンターのウェブサイトにおいて公表した。

⑥ 国内外の学会や学会誌等で、以下のとおり研究成果を発表した。

学 会				
国際学会・国際会議	3(6)			
国内学会	26(36)			
研究開発部セミナー	16(12)			
外部セミナー・研究会など	6(5)			
解説・その他	8(8)			

	りいいまり			
学会誌等				
欧文誌	8(5)			
和文誌	15(9)			
リサーチノート	2(9)			
報告書	50(19)			
著書・学位論文	11(21)			

欧文誌 : Journal of Addiction Medicine

和文誌 : 大学入試研究ジャーナル、日本テスト学会誌 リサーチノート : 大学入試センター研究開発部リサーチノート

報告書 : 大学入試センター試験モニター調査研究報告書、科学研究費補助金研

究成果報告書、研究報告書など

研究成果への評価: 学会等からの受賞(資料編 p. 10【資料 10】参照)

- ⑦ 国が行う入学者選抜方法の改善の企画立案に資するよう、センターが作成した入試研究 に関する資料を文部科学省に随時提供しているほか、令和4年度は、「研究開発部活動報 告」、「大学入試研究の動向」及び「大学入試研究ジャーナル」の刊行物を提供した。
- ⑧ 令和4年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会(第17回)を、センターと明治大学 の共催によりオンライン形式で開催した。

なお、参加者を対象とした実施後のアンケートでは、プログラムの内容や進行、大会運 営方法等、全ての項目において、高評価を得た。(資料編 p.11【資料 11】参照)

#### (2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関す る調査研究は、分野横断的な研究活動 が要求されることを踏まえ、専門分野 が特定の分野に偏らないような組織 編制を継続しつつ、大学等の外部の研 究者の参画も得た柔軟な体制による 調査研究を行う。さらに、調査研究成 果の事業への実装を企図し、試験問題 作成部署を含めた事業部門との有機 的な連携を行う。

また、共同研究を推進するため、大学 入試の研究者にとって魅力のある研究 資源を定期的に収集・整理し、連携・交

#### (2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する 調査研究は、分野横断的な研究活動が 要求されることを踏まえ、専門分野が 特定の分野に偏らないような組織編制 を継続しつつ、大学等の外部の研究者 の参画も得た柔軟な体制による調査研 究を行う。さらに、調査研究成果の事業 への実装を企図し、試験問題作成部署 を含めた事業部門との有機的な連携を 行う。

共同研究の推進においては、大学入 試の研究者にとって魅力のある研究基 盤を整備するため、大学入試研究に必

#### (2) プロジェクト型研究の推進

プロジェクト型研究の推進について、以下の①~③を計画的かつ着実に実施した。

① 大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究として、以下のア、イを 計画的かつ着実に実施した。

#### ア 大学入試をめぐる危機対応の体制構築に向けた調査研究

大学入試の危機対応のあり方を検討するためアドミッション業務に携わる国立大学の 教員をメンバーとする研究プロジェクトを実施した。令和4年度の大学入試を翻弄した COVID-19 のオミクロン株の感染拡大、東京大学前の高校生による刺傷事件、トンガの海 底火山の噴火による津波の緊急避難指示、情報機器を使用した不正行為などについて、 個別大学での対応を振り返るオンライン・フォーラムを開催した。そこでの議論を基に して、大学入試における危機対応のあり方を考えるシンポジウム「大学入試における危 機対応: 災いと禍を乗り越える」を開催した。その後、シンポジウムの映像動画も公開 流する研究者に提供する。

要な研究資源を収集し、連携・交流する 研究者に利用しやすいよう整理・分析 を行う。

(3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して 調査研究を行い、出題内容や選抜方法 に適切に反映させる。特に、次に掲げ る研究課題について、計画的に調査研 究を行うとともに、調査研究の成果も 踏まえながら共通テストの改善を図 る。

- ① 良質の試験問題の作成に資する調 査研究
- ② 共通テストの科目間の得点調整に 関する調査研究
- ③ 本試験と追試験の比較に関する 調査研究
- ④ その他共通テストの改善に関する調査研究

(3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。

- ① 良質の試験問題の作成に資する調 査研究
- ② 共通テストの科目間の得点調整に 関する調査研究
- ③ 本試験と追試験の比較に関する調 査研究
- ④ その他共通テストの改善に関する 調査研究

した。本調査研究は、令和4年度をもって終了したが、外部評価において、当初の目的 を超えて達成され、期待以上の成果があったとされるなど、高い評価を得た。

#### イ 入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討

令和4年度は、(a) 追加的なデータや資料の収集と分析、(b) 専門企業のアナリスト等のヒアリング調査、(c) 全国の高校等の進路指導状況の調査などを実施した。(a) では、昨年度収集したデータと併せ、定員管理厳格化に伴う進路動向の変化を大規模データから分析し、2つの国際学会で報告した。(b) では、長く高校生の進路動向を分析してきたアナリスト4名及び定員管理政策の立案過程に関わった有識者に、定員管理厳格化の背景や影響等について詳細なヒアリングを行った。(c) では、全国の高校等の進路指導担当者を対象に、定員管理厳格化の影響や近年の進路指導状況に関するウェブ調査を実施した。

- ② 調査研究成果の事業への実装を企図した事業部門との有機的な連携の一環として、試験問題の解答プロセスや解答パターン等の検討に基づく妥当性研究の予備的検討(2-(3)-(1)参照)について、試験問題作成部署と調査の課題について検討する等、連携を図りながら進めた。
- ③ 大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するための研究資源の収集の一環として、ニーズが高いセンター発出文書や研究報告書等を PDF 化し検索するためのアーカイブサイトを構築した。

#### (3) 共通テストに関する調査研究

共通テストに関する調査研究として、以下の①~④を計画的かつ着実に実施した。

#### ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究

本調査研究は、試験問題の解答プロセスや解答パターン等の検討に基づく妥当性研究の予備的検討を行うことを目的としている。令和4年度は、科目「生物」を対象に、問題形式の違いの影響等を検証するため、問いの内容が同一で形式が異なる2種類の問題について、実験参加者の解答過程を収集する実験を実施した。また、問題形式(属性等)について、昨年度から対象科目を広げ、理科や公民の一部科目の約10年分の試験を対象にその実態を調べた。

#### ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究

これまでの平均点に基づくだけでなく、得点分布を加味した得点調整についての調査研究を行った。

その成果を基に、令和7年度以降の共通テストにおける得点調整に適用することを念頭に調整を行った。本調査研究は、令和4年度をもって終了したが、外部評価においては「きめ細かく得点調整する方法を考え出し、実用化に至った優れた成果を出した研究である」といった所見等、高い評価を得た。

# 調查研究

大学の入学者選抜方法の改善に向け て、教育測定や高大接続等に係る基盤 的研究とともに、次に掲げる政策的・社 会的課題に対応した実践的な調査研究 を行う。

- ① Computer Based Testing(CBT)な どの新技術を活用した入学者選抜に 関する調査研究
- ② 障害のある者等に配慮した入学者 選抜に関する調査研究
- ③ アドミッションスタッフの育成支 援等に関する調査研究
- ④ その他大学入学者選抜方法の改 善に関する調査研究

#### (4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な | (4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な 調查研究

大学の入学者選抜方法の改善に向け て、教育測定や高大接続等に係る基盤 的研究とともに、次に掲げる政策的・社 会的課題に対応した実践的な調査研究 を行う。

- ① Computer Based Testing(CBT)な どの新技術を活用した入学者選抜に 関する調査研究
- ② 障害のある者等に配慮した入学者 選抜に関する調査研究
- ③ アドミッションスタッフの育成支 援等に関する調査研究
- ④ 大学で学ぶための基礎的学力の新 たな評価測度の開発に関する調査研 究.
- ⑤ 教育制度の一環としての大学入試 制度・高大接続システムの調査研究

#### ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究

令和5年度共通テストにおける本試験と追試験の間の難易差および類似性を比較する ために、大学1年生210名を調査参加者として募集し、全ての調査に参加した177名のデ ータを分析した。調査対象科目(計18科目)について、令和5年度共通テストの本試験と 追試験はおおむね同等であることが確認された。この比較結果は、問題作成部会に提供し、 難易度比較などのための検討資料として利用された。

#### ④ その他共通テストの改善に関する調査研究

#### ア 海外の大規模大学入学共通試験における公平性ポリシー・ガイドラインに関する調査 研究

日本の大学入学共通試験の公正性担保に必要な要素を抽出することを目的に米国、中 国、韓国における大規模大学入学共通試験のセキュリティ・ポリシーと公平性に関する ポリシー・ガイドラインの翻訳を行った。併せて、韓国や国際バカロレアでの公平性・ 公正性に関する議論を精査した。本調査研究は、令和4年度をもって終了したが、外部 評価において海外の重要な情報を調査していると評価を得た。

#### イ 出願時点の受験生の属性を用いた志願動向の予測

共通テストでは特定の科目間で一定の平均点差が生じた場合に得点調整を行ってい る。受験者の中にはどの大学にも出願しない者がおり、平均点差の信頼性が低下すると 考えられるが、得点調整を行う時点では出願の有無は不明である。そのためより安定し た統計量を得ることを目的として、少なくとも一つの大学に出願する確率の予測を試み た。

#### (4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究として、以下の①~⑤を計画的かつ着実に実 施した。

#### ① Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究。 ア 入学者選抜等への CBT の活用に関する調査研究

入学者選抜に CBT を活用した大学の取組事例や国内外の先進的な取組事例におけるヒ アリング調査の結果を、「個別大学の入学者選抜における CBT の活用事例集」としてま とめ、令和4年6月に、センターのウェブサイト上で公開した。

#### イ Computer Based Testing の技術標準に準拠した出題モジュールの開発

本調査研究では、CBT システム間の互換性・相互運用性の向上を目的とした標準規格で ある QTI に関して調査した。大学入試センターでは、「短冊型コードを用いたプログラミ ング問題」と「クロス集計や散布図を用いたデータ活用問題」の出題モジュールを令和 3年度に開発しており、「CBTでの「情報I」の出題に関する調査研究について(報告)」 としてまとめ、令和4年6月に、センターのウェブサイト上で公開した。また、TAOをサ 一バ上で構築し、大学1年生86人を対象に被験者実験を実施し、これらの出題モジュー ルを用いた入学者選抜について検討した。

その他 CBT に関する以下の研究課題について、調査研究を進めた。

- ・測定精度の向上のための等質適応型テストの提案
- ・英語リスニング CBT 問題の作成に関する測定論的研究
- ・モバイル端末管理の機能を活用した CBT 環境の簡易設定に関する研究

#### ② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究

CBT 分野の研究開発の要請と共通テストの開始を踏まえ、読み書きに困難を抱えるような障害のある者等(主に視覚障害者と発達障害者)の更なる受験環境向上のために調査研究を進め、以下のような実践的な成果を得た。

- ア 読み書きに困難を抱えるような障害のある者等の受験に利用できる適応型テストシステムの要件調査: タブレットデバイス上で試験問題を画面表示・音声読み上げする既開発のアプリを拡張して本格的な CBT を実現するため、研究調査に必要な CBT プラットフォームの選定とアイテムバンクの整備を行った。
- イ 大学入学共通テスト特別問題の検証: 共通テストの特別問題について、先立つセンター試験と比較しつつ、代替問題の使用頻度や改変の程度について調査した。
- ウ シンポジウムの開催: 令和5年2月28日にシンポジウム「これからのCBT活用と障害のある児童生徒へのテスト配慮」をオンラインで開催し、当該分野における研究の周知と意見聴取を行った。

#### ③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究

入試関連業務の知識と理解を深めたい教職員を対象に「アドミッションリーダーに求められる知識と実践力」と題したアドミッションリーダー研修をオンラインにて実施した。50名が参加し、アドミッションオフィサーの広範な活動や入試実施後のデータ分析等に関する講演に続いて、グループに分かれての議論や全体での討論等を行った。大学の規模等を考慮したグループ分けや議論の進め方の半構造化等の工夫により、各グループ内での議論や意見交換を円滑に進めることができた。また、研修後のアンケートにおいて、回答者41人中38人(92.7%)から「有益であると思った」と回答があった。

#### ④ 大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究

基礎的学力の新たな評価測度のイメージを、各大学における入学者選抜の課題を踏まえて具体化するために、令和3年度に実施した「令和3年度大学入学者選抜における選抜資料の利用状況に関する実態調査」の回答データに関して、設置形態別や学部規模別の分析を行った。分析を進める中で、総合型選抜や学校推薦型選抜で利用される「基礎学力把握のための簡易な検査」に関する情報が不足しているという課題が明らかになり、各大学の公式ウェブページをもとに情報を収集して特徴を分類した。

⑤ 教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究 入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討(2-(2)-(1)イ)を行った。

#### (5) 試験情報の活用の促進

教育データを多様に利活用する動向 を見据えつつ、個人情報保護に十分留 意した上で、大学入学者選抜方法の改 善、ひいては高等学校及び大学の教育 改善が促されるよう、共通テスト等の 試験情報の活用に関し調査研究を実施 した上で、その仕組みを構築する。

#### (5) 試験情報の活用の促進

教育データを多様に利活用する動向 を見据えつつ、個人情報保護に十分留 意した上で、大学入学者選抜方法の改 善、ひいては高等学校及び大学の教育 改善が促されるよう、共通テスト等の 試験情報の活用に関し調査研究を行 う。

#### (5) 試験情報の活用の促進

共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究として、以下の①を実施した。

① 研究開発部と試験企画課で連携し、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び 大学の教育改善が促されるよう、センターで保有する試験情報データ(試験問題統計情報 データ)の公表範囲の拡大について検討し、設問別得点率・正答率及び科目別成績分布を 公表することとした。

共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究を支えるための情報基盤の整備として、 以下の②及び③を実施した。

- ② 令和4年度共通テスト(本試験・追試験)の統計量(平均、分散、5分位点などデータの特徴を要約した数値)、及び各種マスター(志願者ごとの成績や属性情報をまとめた原本データ、またマークシート読み取り結果の原本データ)を整理し、リレーショナルデータベースに収納した。
- ③ 固定長ファイル(各項目の位置が固定され桁数で決まっており、各項目を区切る文字等がない形式)である試験情報データについて、分析に利用する項目(試験問題の解答結果等)の位置を示す項目パラメータファイルを作成するとともに分析手引書を整備し、試験情報の分析を行いやすくした。

### 項目別の状況

一期目

3 大学情報の提供等

センター法第13条第1項第3号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。

#### 【指標】

・大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知(平成 27 年 11 月 17 日付独評 委第 45 号)を踏まえた第 4 期中期目標期間における設定値(76,397 件)及び各年度実績の数値(令和 2 年度を除く。)の平均値(127,049 件)以上とする。

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
3 大学情報の提供等 共通テストに参加する大学の学部・ 学科名や共通テストの教科・科目など、 共通テストに関する情報を中心に、大 学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。大学情報の提供に 係るページへのアクセス件数の具体的 な数値目標は、独立行政法人評価制度 委員会通知(平成27年11月17日付独 評委第45号)を踏まえた第4期中期目 標期間における設定値(76,397件)及 び各年度実績の数値(令和2年度を除	3 大学情報の提供等 共通テストに参加する大学の学部・ 学科名や共通テストの教科・科目など、 共通テストに関する情報を中心に、大 学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。なお、大学情報の提 供に係るページへのアクセス件数の具 体的な数値目標は、独立行政法人評価 制度委員会通知(平成27年11月17日 付独評委第45号)を踏まえた第4期中 期目標期間における設定値(76,397件) 及び各年度実績の数値(令和2年度を	<u>状况</u> B	3 大学情報の提供等 大学情報の提供等の事業として、以下の(1)~(2)を計画的かつ着実に実施した。  (1) 共通テストに参加する各大学の協力により、参加大学の学部・学科名、アドミッション・ポリシー、募集人員等や入学者選抜で利用する共通テストの教科・科目、配点など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志願者等に対し、センターのウェブサイトにより提供した。 また、大学で提供している卒業後の進路、取得できる免許・資格、教員一覧等の情報については、当該情報へのリンクを貼ることにより、大学入学志願者等の利便性を保ちつつ大学側の業務の負担軽減を図っている。さらに、志願者等の利便性が向上するよう、「大学ポートレート」に掲載されている個別の大学情報へのリンクも提供している。
く。) の平均値 (127,049 件) 以上とする。	除く。)の平均値(127,049 件)以上と する。		(2) 共通テスト参加大学情報へのアクセス件数は、情報提供開始日(令和4年8月30日)以降で176,342件(1か月平均:約25,200件)となり、中期計画における数値目標(127,049件)を上回った。(資料編 p.12【資料12】参照)

# 項目別の状況

中

標

IV 業務運営の効率化に関する事項

期 1 組織体制

事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

_												
	中期計画	令和4年度計画	進捗 状況			実約	責(進捗	状況₫	の判断理由	自)		
	Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	_					_				
	1 組織体制	1 組織体制	В		は、業務を円え び研究組織を記						『、試験・研	F究副統括官、
	長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。	長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。	В	(1)-1 事務組織等の見直し 事業の継続性に十分留意するとともに、新たな事業を着実に実施するため、職員の能力・ 経歴等を十分勘案して人員を適正配置した。 また、令和4年5月に、令和7年度共通テストに向け、問題作成方針策定を担当する試験 企画課と作題を担当する事業第二課が連携して業務を行えるようにするため、試験企画課の 職員2名に対して事業第二課を兼務させ、体制を強化した。 (1)-2 大学等との連携協力 事務職員等(課長補佐以下の異動数等)については、以下の表のとおり大学等との人事交 流を行った。								
				【採		者を除く。)採用(人事交流による採用	文部科学省・文化庁	事交流国立大学法人	機に 独立行政法人 かる 大学共同利用機関法人・ら採 施設等機関・	古を含す   地方公共団体	小計	名 the
					平成 25 年度	3	0	9	0	0	9	12
				<u> </u>	平成 26 年度	3	0	6	3	0	9	12

34								
	平成 27 年度	5	0	4	1	0	5	10
	平成 28 年度	6	0	8	0	2	10	16
	平成 29 年度	2	1	11	0	7	19	21
	平成 30 年度	2	0	6	0	6	12	14
	令和元年度	2	1	8	0	5	14	16
	令和 2 年度	4	0	2	0	2	4	8
	令和 3 年度	5	0	2	0	4	6	11
	令和 4 年度	4	0	6	0	4	9	13
	【離_職】							
		離離職者	(人		也機関への離り		む。)	合計
		離職者を除く。)	文部科学省・文化庁				む。) 小 計	4⊓ <del>tha</del>

# (1)-3 各種委員会

平成 25 年度

平成 26 年度

平成 27 年度

平成 28 年度

平成 29 年度

平成 30 年度

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和 4 年度

「12.委員会等組織図 (p. 4)」のとおり、各種委員会を置いている。

# 項目別の状況

# 中#

# 2 業務運営

- (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上削減する。
  - ※ 固定的な経費=(一般管理費+事業費)-変動費-特殊業務経費-退職手当 変動費=受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費=新規・拡充等の特殊要因に係る経費
- (2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。
- (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

中期計画	令和4年度計画	進捗状況	実績(進捗状況の判断理由)
2 業務運営	2 業務運営	В	_
(1) センターの業務運営に関	(1) センターの業務運営に	В	<b>(1)-1 効率化の状況</b> (資料編 p. 16【資料 15】参照)
しては、閣議決定等に基づき	関しては、閣議決定等に基		① 中期目標期間終了時に固定的な経費を令和2年度実績の1%以上を削減することを念頭に既存業務の合理
国において議論されている	づき国において議論され		化・効率化を推進するとともに、年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行っている。また、財務経営委
高大接続改革における取組	ている高大接続改革にお		員会において、今後数年間のセンターにおける収支イメージに基づき、今後の対応について検討を行っている。
や受験者のニーズに配慮し	ける取組や受験者のニー		
た上で、18歳人口の減少によ	ズに配慮した上で、18歳人		② 固定的経費の削減
る志願者数への影響に伴う	口の減少による志願者数		・大学配分実施経費の見直しによる実施経費が減少
検定料収入の減少を踏まえ、	への影響に伴う検定料収		・伴走警備の見直しによる警備経費が減少
検定料、成績提供手数料な	入の減少を踏まえ、検定		
ど、受益者負担の在り方や大	料、成績提供手数料など、		
学の配分経費の配分額等(以	受益者負担の在り方や大		
下「受益者負担の在り方等」	学の配分経費の配分額等		

という。)を見直すことで収 支を改善し、「独立行政法人 の事務・事業の見直しの基本 方針 | (平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定。以下「見直しの基 本方針」という。) の趣旨を 踏まえた自己財源による自 立的かつ安定的な財政基盤 を新学習指導要領に準拠し た共通テストの開始までに 確保するほか、収支差の平準 化のための検討を行うとと もに、「独立行政法人におけ る調達等合理化の取組の推 進について」(平成27年5月 25 日総務大臣決定) に基づく 取組等を進めることにより、 計画的な収支計画を作成し、 当該収支計画による運営に 努める。

また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上を削減する。

※ 固定的な経費=(一般管理費+事業費)一変動費 一特殊業務経費ー退職 手当

> 変動費=受験者の増減 により変動する経費 特殊業務経費=新規・ 拡充等の特殊要因に係 る経費

(以下「受益者負担の在り 方等」という。)を見直す ことで収支を改善し、「独 立行政法人の事務・事業の 見直しの基本方針」(平成 22年12月7日閣議決定)

(以下「見直しの基本方 針」という。)の趣旨を踏 まえた自己財源による自 立的かつ安定的な財政基 盤を新学習指導要領に準 拠した共通テストの開始 までに確保できるよう検 討を行うとともに、収支差 の平準化のための検討や 「独立行政法人における 調達等合理化の取組の推 進について」(平成27年5 月 25 日総務大臣決定)に 基づく取組等を進めるこ とにより、令和4年度当初 に収支計画を作成し、当該 収支計画による運営に努 める。

※ 固定的な経費=(一般 管理費+事業費)一変 動費ー特殊業務経費 一退職手当 変動費=受験者の増 減により変動する経 無

特殊業務経費=新

#### 【固定的な経費の削減状況】

(単位:千円)

Z	分	令和2年度 (基準額)	令和 4 年度
一般管理費	事業費(A)	13, 076, 414	11, 346, 849
うち	変動費 (B)	3, 853, 614	3, 716, 887
うち!	寺殊業務経費(C)	1, 617, 190	64, 453
うち:	退職手当 (D)	51, 726	36, 224
	りな経費 (B)-(C)-(D)	7, 553, 884	7, 529, 284
対令和2年	増減額	_	<b>▲</b> 24, 600
度	効率化	_	▲0. 33%

## (1)-2 適正な契約等

契約状況について、外部有識者を含む契約監視委員会等での点検・見直しを行い、真に競争性が確保されているか、随意契約が妥当であるか等の観点から随意契約の見直し計画の進捗状況の検証等を行った。また、複数年契約の積極的な導入や同種の契約を取りまとめるなどの合理化・効率化を図った。(資料編 p. 16~23【資料 16】、【資料 17】、【資料 18】参照)

令和4年度も見直し計画に基づいて取組を実施した。

## 随意契約等見直し計画の実績

		①平成 2	20 年度実績	②見直し計画 (平成 22 年 4 月公表)		3令和4	1年度実績		の比較増減 十画の進捗状況)
		件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)
競	争性のある契約 41		2,653,479	44	2,671,330	35	3,085,863	Δ9	414,533
	競争入札	35	521,906	38	539,757	32	1,227,685	Δ6	687,928
	企画競争、公募等	6	2,131,574	6	2,131,574	3	1,858,178	∆3	△273,396
競	争性のない随意契約	19	2,435,034	16	2,417,183	9	2,428,021	Δ7	10,838
合	計	60	5,088,513	60	5,088,513	44	5,513,884	△16	425,371

(注) 少額随意契約限度額を超える契約を記載している。

随意契約等見直し計画は、平成 20 年度に締結した契約を基に策定し、各年度に締結した契約件数及び金額についてフォローアップしている。

随意契約については、一般競争入札等への移行を実施するなどの改善を図ったことにより、令和4年度においては、見直し計画どおり達成した。なお、共通テストを実施するために必要な秘密の保持等やむをえない理由による随意契約については、契約監視委員会で点検・見直しを行い、審議の結果了承された。

# 規・拡充等の特殊要 因に係る経費

## ① 契約監視委員会の審議状況

監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を2回(令和4年6月開催(第1回)、令和4年12月開催 (第2回))開催し、令和3年度及び令和4年度上半期の契約状況の点検・見直しを行い、競争性のない随意契 約、一者応札・一者応募となった契約の点検対象となる契約の改善点等について審議し了承された。なお、令 和4年度下半期の契約状況の点検見直しについては令和5年6月に審議を行い、上半期同様了承された。

# ② 再委託の有無と適切性

センターの契約において再委託は、国と同様、契約書においてセンターの承認を受けることが規定されており、再委託を行う場合には、当該規定に基づきセンター内で承認手続きを行ってきたところであり、適切性は確保されている。

## ③ 一者応札・応募の状況(資料編p. 24~25【資料 19】参照)

		- H 40-10 40-3	<b>テジルル</b> (食竹畑 P.		平成 20 年度実	1	令和4年度実績	1)	と②の比較増減
					績				
			件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	件数	金 額 (千円)	
競争性のある契約		41	2,653,479	35	3,085,863	Δ6	432,384		
	う	ち、一者応札・応	募となった契約						
		一般競争契約	   最低価格落札方式 	14	351,747	9	189,720	△5	Δ162,027
			総合評価落札方式			1	319,530	1	319,530
		指名競争契約		-	-	-	-	-	-
		企画競争		-	-	-	-	-	-
		公募		1	1,659	1	3,524	0	1,865
		不落随意契約		-	-	2	247,830	2	247,830
		合	計	15	353,406	13	760,604	Δ2	407,198

## 【原因、改善方策】

令和4年度においては、平成20年度に比べて一者応札・応募の件数が2件減った。一般競争入札の実施に当たっては、可能な限り競争参加者が多数参加できるよう、十分な公告期間や適切な応札条件の設定等に努めているが、結果として一者応札となった契約については、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から聴き取りを行い、その理由を分析し、次回以降の公告期間や応札条件等を改善するなど、引き続き不断の見直しを行う。

## ④ 一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性

契約監視委員会において、一般競争入札等における一者応札・応募となっている案件の仕様書の内容及び具体的な条件の設定について、真に競争性が確保されているかとの観点から、点検・見直しを行った。その結果、応札条件に必要以上の制限はなく、適切性は確保されていた。

#### ⑤ 関連法人の有無

センターの特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。

#### ⑥ 調達等合理化計画の自己評価

- ア 一者応札改善のための重点的な取組の結果
  - 公告期間等の見直し

前回の契約において一者応札となった契約については、公告期間を見直すなど、可能な限り公告期間の十 分な確保に努めた。

- 業者への聴き取り
- 一者応札となった契約については、その理由の把握のため、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全 ての業者から理由の聴き取りを行った。それらの分析を行い次回以降の契約の改善に努めている。

(業者への聴き取りの件数: 39件)

- イ 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
  - 会計内部監査の実施

予算執行及び会計処理の適正化を目的とし、2月22日(水)~3月3日(金)に7日間かけて内部監査を 実施した。(会計内部監査の実施回数:1回)

・調達手続きに係る研修会等の実施

調達に関する不祥事の発生を防止するため、3月に教職員を対象とした調達手続きに係る研修会を実施し た。(実施回数:1回)

# 【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】

〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉

・固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。

# 〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉

・令和4年度においては、伴走警備におけるターミナル警備の見直し等を行うことにより、固定的な経費の 削減に取り組んだ(対令和2年度実績で、固定的な経費は24.600千円の削減)。引き続き、より競争性を 確保するための方策を検討するなど、経費削減に努めていきたい。

- (2) 受験者の利便性に配慮しつ (2) 受験者の利便性や都道府 つ、試験を円滑に実施する観 点から、効率的な試験場・試験 室の活用やデジタル化への対 応に取り組む。秘密保持に留 意しつつ業務を一層効率化 し、試験問題等の印刷経費等 について、令和2年度実績を 基に削減に取り組む。さらに、 参加大学との緊密な連携を強 化するため、参加大学におけ
- 県別の参加大学の立地状況 等を勘案しつつ、効率的な 試験場・試験室の活用に取 り組む。秘密保持に留意し つつ業務を一層効率化し、 問題冊子については、令和 4年度共涌テストの配付実 績を踏まえ、印刷経費等の 削減に取り組む。

また、デジタル化の対応

#### (2)-1 効率的な試験場の活用

令和5年度共通テストの試験場(点字試験場を除く。)については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験 場を配置した結果、試験場数としては672試験場となった。

# (2)-2 試験問題等の印刷経費等の見直し策

令和5年度共通テストの拡大文字問題冊子(14ポイント)について、過年度の配付実績を踏まえ、1封包(ビ ニール包装の単位) 当たりの部数を従来の5部から4部に削減したことにより、当該問題冊子の印刷経費を削減 した。

# (2)-3 デジタル化の対応について

雷子出願システムの導入に向け、文部科学省や大学団体、高校団体等の関係団体に対し、システム導入につ いての説明と意見交換を行った。関係団体からの意見を踏まえ課題の整理を行い、実施方法部会及び大学入学

	-		
る各種会議に参加するととも に役割分担の明確化に取り組 む。	について、電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつ、システム開発及び構築の準備を行う。 さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図る観点から、参加大学における各種会議に参加する。		共通テスト企画委員会において必要な審議を行った。 また、システム開発業務について8月に入札公告、12月に契約を締結し、システム開発を開始した。なお、 令和5年度以降、システムの導入に必要な他の調達を行い、引き続きシステム開発及び構築を進める予定であ る。  (2)-4 各種会議への参加 共通テストの実施における参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図るため、依頼があった以下の会議に参加し説明・資料提供を行った。 ・国立大学協会総会 ・国立大学入試担当課長連絡会議(メール会議) ・1都3県世話大学入試担当課長連絡会 ・北海道地区実務担当者会議(ウェブ会議) ・福島県連絡会議(ウェブ会議)
(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業の業務ごとに予算と実績の管理を行う。	В	(3) 予算と実績の管理 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務を試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業 に区分し、業務ごとに予算と実績を管理している。

# 項目別の状況

中 期 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性 を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

目標

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
3 給与水準の適正化 給与水準については、政府の方針を 踏まえ、国家公務員等の給与水準を十 分考慮し、手当を含め役職員給与の在 り方について厳しく検証した上で、セ ンターの業務の特殊性を踏まえなが ら、引き続き、適正化に取り組むととも に、検証結果や取組状況を公表する。	3 給与水準の適正化 給与水準について、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分 考慮し、手当を含め役職員給与の在り 方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、 適正な水準を維持するよう取り組状況を公表する。	В	3 給与水準の適正化 役職員の給与については、独立行政法人通則法第50条の2及び10において、国家公務 員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績及び職員の 職務の特性、雇用形態その他の事情を考慮して定めることとされており、令和4年度においては、以下のとおり実施した。  (1) 「国家公務員の給与の改定」への対応 令和3年人事院勧告に対応した国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正及び令和4年人事院勧告に対応した同法の改正の内容を踏まえ、以下の措置を講じた。  ア 役員 ・期末特別手当の改定 [令和4年6月】年間の支給割合を0.1月分引下げ [令和4年12月】年間の支給割合を0.05月分引上げ  イ 職員 ・俸給表の改定 [令和4年4月~】初任給及び若年層の俸給月額の引上げ(一般職、教育職 平均0.3%)(+200~4,000円) ・期末手当の改定 [令和4年6月】年間の支給割合を0.15月分引下げ ・勤勉手当の改定 [令和4年12月~】年間の支給割合を0.1月分引上げ (2) ラスパイレス指数(令和4年度実績)
			センター職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標であるラスパイレス指数は 以下のとおりである。 年齢階層による対国家公務員指数は 100.8 であるが、これはセンターの所在地が東京都
			特別区で、地域手当を国の1級地(東京都特別区)の支給率(20.0%)で支給しているた

めであり、	1級地での比較	(地域+学歴)	で見ると 89.5	であるため、	適正な給与水準と考
える。					

比較指標	ラスパイレス指数	比較指標の内容
法人基準年齢階層	100.8	年齢別人員構成のみで比較
(地域勘案)	90. 2	勤務地(東京都特別区)を勘案した比較
(学歴勘案)	99. 3	学歴区分を勘案した比較
(地域・学歴勘案)	89. 5	勤務地及び学歴区分を勘案した比較

#### (3) 法定外福利厚生費 2,839 千円

- ・職員の健康診断等 (2,656 千円)
- ・AED(自動体外式除細動器)の賃貸料 (57 千円)
- ・永年勤続者表彰(勤続 20 年 6 人)(定年 1 人)(126 千円) (金額は、千円未満を切り捨てているため、端数処理の関係により合計の額は各項目の額の合計 と合致しない。)

※レクリエーション経費は支出していない。

## (4) 諸手当

諸手当は「宿直手当」、「管理職手当」以外、国に準じている。

#### ア 宿直手当

宿直手当は、人事院規則9-15第1条第1号に規定されている宿日直手当に相当する 手当であり、令和4年度は、共通テスト本試験にかかる2日間、延べ8名の宿直勤務に ついて、1回につき6,000円の定額を支給した。

なお、国の宿日直手当支給額は、勤務1回につき4,400円であるが、センターの宿直手当は、労働基準法第41条、同法施行規則第23条及び労働基準局通達に定められている宿日直手当の最低額(「宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下らない」)に基づき、所轄労働基準監督署長から宿日直勤務の許可条件とされている定額を毎年算出し支給している。

#### イ 管理職手当

管理職手当の支給額は国の同種の手当である「俸給の特別調整額」に準拠し、人事院規則9-17別表第二(第2条関係)に定める額と同額を支給した。「総務課長、試験企画課長、事業第一課長」の一般職5級の手当(69,400円)は、法人化前の人事院通知により官職指定されていた算定割合(三種)に準拠し算出した手当額を支給した。

#### ウ 役職員退職手当

国に準じており、令和4年度は見直しなし。

#### (5) 公益法人等に対する会費支出の見直し状況

該当なし。

# 項目別の状況

₩ ₩

# V 財務内容の改善に関する事項

1 計画的な収支計画の作成

18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2 保有資産

施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

中期計画	令和 4 年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	B	<ul> <li>■ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支及び資金の状況</li> <li>○ 収入については、感染症対策等のための大学改革推進等補助金の補正予算が措置された、予算額に比して207百万円の増額となった。</li> <li>○ 支出については、大学に配分する試験実施経費を見直したこと及び伴走警備の見直しによる警備経費の減少により、予算額に比して304百万円の減額となった。</li> <li>【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】         (令和3年度業務実績評価における主要な指摘等)         <ul> <li>18 歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込を立てた上、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。</li> </ul> </li> <li>〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉</li> <li>・収入に関しては、成績提供手数料を 1,200 円から 1,500 円に引き上げたことにより399 百万円増収となった。また、各大学への試験実施経費配分基準について、一般的な市場価格に合わせて基準を見直すなど、経費削減に向けた取組を進めており、第5期中期目標期間の最終年度である令和7年度末時点では収支バランスが均衡する見込みである。</li> </ul>

1 期間全体に係る予算(人件費見積り を含む。) 別紙1のとおり	1 当該年度に係る予算(人件費見積り を含む。) 別紙①のとおり	B <b>1 令和4年度予算・決算等の状</b> 収入について、センターでは 情報の提供等事業を実施してい	主として検定料収入に。			ひ大学		
		(1) 試験事業						
					(単位:音	5万円)		
				令和4年度				
		区別	予算額	決算額	差引増減額	備考		
		収入	(A)	(B)	(B) - (A)			
		検定料	9, 208	9, 127	△81	<b>※</b> 1		
		成績提供手数料	2, 241	2, 238	△3			
		成績通知手数料	350	350	0			
		その他	15	18	2			
		大学改革推進等補助金	550	845	294	<b>※</b> 2		
		前中期目標期間繰越積立金取崩	<b>i</b> –	_	_			
		受託事業収入	_	-	_			
		計	12, 365	12, 577	212			
		支出	(A)	(B)	(A) - (B)			
		業務経費	10, 811	10, 520	291			
		うち人件費	525	498	27	Ж3		
		試験実施経費	10, 286	10, 021	264	<b>※</b> 4		
		共通テスト情報提供		-	_			
		入学者選抜方法改善研究	経費   -	-	_			
		一般管理費	_	_	_			
		うち人件費	_	_	_			
		物件費	_	_	_			
		予備費	30	-	30			
		大学改革推進等補助事業費	550	717	△166	<b>※2</b>		
		受託事業経費	- 11 001	- 11 000	-			
		計 計 (主な増減理由)	11, 391	11, 236	155			
		※1 志願者数が減少したため。 ※2 試験実施における感染症対: ※3 各事業において予算振替を: ※4 大学配分実施経費等の見直	行ったため。	が措置されたため	<b>5</b> .			

(2	)	査	研	究	事	業
ے،	/ HP	ه.	771		_	~

(単位:百万円) 令和4年度 区 別 予算額 決算額 差引増減額 備考 収入 (B) - (A)検定料 成績提供手数料 成績通知手数料 その他 大学改革推進等補助金 前中期目標期間繰越積立金取崩 受託事業収入 13 **※** 1 13 13 計 (B) 支出 (A) (A) - (B)138 業務経費 466 329 322 248 75 | ※ 2 うち人件費 試験実施経費 共通テスト情報提供経費 入学者選抜方法改善研究経費 63 144 81 一般管理費 うち人件費 物件費 予備費 大学改革推進等補助事業費 受託事業経費 △8 | ※ 1

466

336

(主な増減理由)

- ※1 予算段階では予定していなかった受託事業収入を受入れたため。
- ※2 各事業において予算振替を行ったため。

計

# (3) 大学情報の提供等事業

(単位:百万円)

130

- N		令和4年	<b></b>	
区 別	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) — (A)	
検定料	_	-	_	
成績提供手数料	_	-	_	
成績通知手数料	_	-	_	
その他	_	_	_	
大学改革推進等補助金	_	_	-	

前中	中期目標期間繰越積立金取崩	_	_	_	
受討	<b>壬事業収入</b>	_	_	_	
	計	-	_	_	
支出		(A)	(B)	(A) - (B)	
業剤	<b>务経費</b>	22	16	5	
-	うち人件費	11	9	1	<b>※</b> 1
	試験実施経費	_	_	-	
	共通テスト情報提供経費	11	7	4	
	入学者選抜方法改善研究経費	-	_	-	
— 舟	<b>设管理費</b>	_	_	-	
-	うち人件費	-	_	-	
	物件費	-	_	-	
予備	<b>講費</b>	-	_	-	
大学	学改革推進等補助事業費	-	_	-	
受討	<b></b>	_	_	-	
	計	22	16	5	

(主な増減理由)

※1 各事業において予算振替を行ったため。

# (4) 法人共通

区別		令和4年	度	
رام کا	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B) - (A)	
検定料	_	_	-	
成績提供手数料	_	_	_	
成績通知手数料	_	_	_	
その他	_	_	_	
大学改革推進等補助金	_	_	_	
前中期目標期間繰越積立金取崩	47	29	△18	
受託事業収入	_	_	_	
計	47	29	△18	
支出	(A)	(B)	(A) - (B)	
業務経費	_	_	_	
うち人件費	_	_	_	
試験実施経費	_	_	_	
共通テスト情報提供経費	_	_	_	
入学者選抜方法改善研究経費	_	_	_	
一般管理費	291	278	13	
うち人件費	197	214	△17	

物件費	94	64	30	<b>※</b> 1	
予備費	_	_	_		
大学改革推進等補助事業費	_	_	_		
受託事業経費	-	-	_		
計	291	278	13		

(主な増減理由)

※1 緊急性の低い施設・設備の改修・修繕を見合わせたため。

# (5) 合計

反別     令和4年度       収入     検定料 成績提供手数料 成績通知手数料 その他 大学改革推進等補助金 前中期目標期間繰越積立金取崩     (A) (B) (B) (B) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B
収入     (A)     (B)     (B) (B) (B)       検定料     9,208     9,127     △81       成績提供手数料     2,241     2,238     △3       成績通知手数料     350     350     0       その他     15     18     2       大学改革推進等補助金     550     845     294       前中期目標期間繰越積立金取崩     47     29     △18
検定料     9,208     9,127     △81       成績提供手数料     2,241     2,238     △3       成績通知手数料     350     350     0       その他     15     18     2       大学改革推進等補助金     550     845     294       前中期目標期間繰越積立金取崩     47     29     △18
成績提供手数料 成績通知手数料 その他 大学改革推進等補助金 前中期目標期間繰越積立金取崩2,241 350 15 550 472,238 350 18 845 294 △18
成績通知手数料3503500その他15182大学改革推進等補助金550845294前中期目標期間繰越積立金取崩4729△18
その他15182大学改革推進等補助金550845294前中期目標期間繰越積立金取崩4729△18
大学改革推進等補助金     550     845     294       前中期目標期間繰越積立金取崩     47     29     △18
前中期目標期間繰越積立金取崩 47 29 △18
受託事業収入 - 13 13 13
計 12,412 12,619 207
支出
業務経費 11,299 10,865 434
うち人件費 858 755 103
試験実施経費 10,286 10,021 264
共通テスト情報提供経費 11 7 4
入学者選抜方法改善研究経費 144 81 63
一般管理費 291 278 13
うち人件費 197 214 △17
物件費 94 64 30
予備費 30 0 30
大学改革推進等補助事業費 550 717 △166
受託事業経費 - 8
計 12,170 11,867 304

2 期間全体に係る収支計画 別紙2のとおり	2 当該年度に係る収支計画 別紙②のとおり		<b>令和4年度収益の状況</b> 収益について、センターでは主とし 報の提供等事業を実施しているが、				<b>ひ大学</b>
		(1)	)試験事業				
						(単位:百	万円)
					令和4年度		
		区別	計画額	決定額	差引増減 額	備考	
				(A)	(B)	(A) - (B)	
		費	用の部	11, 387	11, 087	300	
		;	経常費用	11, 387	11, 087	300	
			うち業務経費	10, 282	9, 659	622	
			業務人件費	525	681	△155	<b>※</b> 1
			大学改革推進等補助事業費	550	717	△166	<b>※</b> 2
			一般管理費	-	-	_	
			減価償却費	30	30	0	
			財務費用	-	_	_	
				(A)	(B)	(B) - (A)	
		益の部	12, 365	12, 444	79		
		検定料収入	9, 208	9, 127	△81	Ж3	
			手数料収入	2, 591	2, 588	∆3	
			大学改革推進等補助金収益	550	717	166	
			資産見返負債戻入	0 15	2 10	2 △5	
			その他収入 時損失	15	5	5	<b>※</b> 4
			<sup>时很大</sup> 時利益	_	46	46	
		l	利益	978	1, 397	419	* 3
			<u>中期目標期間繰越積立金取崩額</u>	28	28	0	
			利益	1, 006	1, 425	419	
		(主 ※1 ※2 ※3 ※4	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こため。 りための補正予算が して、検定料等免除	措置されたため。		,

<b>/</b> 2\	细木瓜亦审类
(2)	調査研究事業

			(単位	: 百万円)
		令和4年	<b>支</b>	
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	580	488	92	
経常費用	580	488	92	
うち業務経費	143	83	59	
業務人件費	322	289	34	<b>※</b> 1
大学改革推進等補助事業費	-	_	_	
一般管理費	-	_	_	
減価償却費	115	116	Δ1	
財務費用	_	_	1	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	108	121	12	
検定料収入	-	-	_	
手数料収入	-	-	_	
大学改革推進等補助金収益	-	-	_	
資産見返負債戻入	108	109	1	
その他収入	0	12	12	
臨時損失	_	0	0	
臨時利益	_	1	1	
純利益	△472	△368	104	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6	6	0	
総利益	△466	△361	105	

(主な増減理由)

※1 各事業において予算振替を行ったため。

# (3) 大学情報の提供等事業

		令和4年	F度	
区 別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	22	16	5	
経常費用	22	16	5	
うち業務経費	11	7	4	
業務人件費	11	9	1	
大学改革推進等補助事業費	_	_	_	
一般管理費	_	_	_	

減価償却費	-	0	0	
財務費用	_	_	_	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	_	_	_	
検定料収入	_	_	_	
手数料収入	_	_	_	
大学改革推進等補助金収益	_	_	_	
資産見返負債戻入	_	_	_	
その他収入	_	_	_	
臨時損失	_	0	0	
臨時利益	0	0	0	
純利益	△22	△16	6	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	
総利益	△22	△16	6	

# (4) 法人共通

- Di		令和4年	度	
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	266	456	△190	
経常費用	266	456	△190	
うち業務経費	_	_	_	
業務人件費	_	_	_	
大学改革推進等補助事業費	_	_	_	
一般管理費	229	456	△226	<b>※</b> 1
減価償却費	36	_	36	
財務費用	_	_	_	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	4	2	△2	
検定料収入	_	_	_	
手数料収入	_	_	_	
大学改革推進等補助金収益	_	_	_	
資産見返負債戻入	4	2	△2	
その他収入	_	_	_	
臨時損失	_	0	0	
臨時利益	_	25	25	
純利益	△262	△429	△167	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	29	54	25	
総利益	△233	△375	△142	

	(主な増減理由) ※1 電気料金が高騰したため。
	The state of the s
	<b>.</b> =1
	合計
=1 == b=	
計画観	区別
(4)	
12, 254	部
12, 254	費用
10, 436	ち業務経費
	業務人件費
	大学改革推進等補助事業費
	般管理費
181	<b>載価償却費</b>
_	用
(A)	
12, 477	ß
9, 208	排収入
2, 591	収入
	* 推進等補助金収益
	返負債戻入
	他収入
_	失
_	益
223	
223 64	標期間繰越積立金取崩額
254 254 436 858 550 229 181 - 477 208 591 550 112 15	(A) 12, 9, 2,

		A	( <del>+</del>   L .   C	47313/
		令和4年度		
区別	計画額	決定額	差引増減	備考
			額	
	(A)	(B)	(A) - (B)	
費用の部	12, 254	12, 047	207	
経常費用	12, 254	12, 047	207	
うち業務経費	10, 436	9, 750	685	
業務人件費	858	979	△120	
大学改革推進等補助事業費	550	717	△166	
一般管理費	229	456	△226	
減価償却費	181	146	35	
財務費用	-	1	-	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
収益の部	12, 477	12, 566	88	
検定料収入	9, 208	9, 127	△81	
手数料収入	2, 591	2, 588	△3	
大学改革推進等補助金収益	550	717	166	
資産見返負債戻入	112	112	0	
その他収入	15	22	6	
臨時損失	_	5	5	
臨時利益	1	72	72	
純利益	223	585	362	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	64	88	25	
総利益	287	673	386	

3	期間全体に係る資金計画	3
	別紙3のとおり	

# 3 当該年度に係る資金計画 別紙③のとおり

# 3 令和4年度資金の状況

資金収入について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び 大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

# (1) 試験事業

В

(単位:百万円)

区別		令和4年度		
区 別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	15, 878	16, 108	△231	
業務活動による支出	11, 953	11, 205	748	<b>※</b> 1
投資活動による支出	4	_	4	
財務活動による支出	0	_	0	
翌年度への繰越金	3, 921	4, 903	△982	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	16, 614	16, 837	222	
業務活動による収入	12, 365	12, 620	255	
その他の収入	11, 815	11, 728	△87	<b>※</b> 2
国庫補助金による収入	550	892	342	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	_	0	
前年度よりの繰越金	4, 249	4, 217	△32	

# (主な増減理由)

- ※1 大学に配分する試験実施経費や警備経費の見直しにより支出が減少したため。
- ※2 受託事業収入が減少したため。

# (2) 調査研究事業

			\ <del>+</del>   - 1	77713/	
	令和4年度				
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考	
	(A)	(B)	(A) - (B)		
資金支出	439	500	△61		
業務活動による支出	438	499	△61		
投資活動による支出	1	1	0		
財務活動による支出	0	0	0		
翌年度への繰越金	_	_	_		
	(A)	(B)	(B) - (A)		

資金収入	0	0	0	
業務活動による収入	0	0	0	
その他の収入	_	_	_	
国庫補助金による収入	_	_	_	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	_	ı	_	

# (3) 大学情報の提供等事業

(単位:百万円)

		令和 4 :	年度	
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	21	17	4	
業務活動による支出	21	17	4	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	-	_	_	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	0	0	0	
業務活動による収入	_	_	_	
その他の収入	-	-	-	
国庫補助金による収入	0	0	0	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	-	-	_	

# (4) 法人共通

	令和4年度			
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	277	242	35	
業務活動による支出	215	208	8	

投資活動による支出	62	34	27	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	_	ı	ı	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	0	0	0	
業務活動による収入	_	0	0	
その他の収入	_	0	0	
国庫補助金による収入	0	0	0	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	_	_	-	
	•			

# (5) 合計

		令和4年度		
区別	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B)	
資金支出	16, 614	16, 867	△253	
業務活動による支出	12, 626	11, 928	698	
投資活動による支出	67	36	31	
財務活動による支出	0	0	0	
翌年度への繰越金	3, 921	4, 903	△982	
	(A)	(B)	(B) - (A)	
資金収入	16, 614	16, 837	222	
業務活動による収入	12, 365	12, 620	255	
その他の収入	11, 815	11, 728	△87	
国庫補助金による収入	550	892	342	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度よりの繰越金	4, 249	4, 217	△32	

В

# ※財務状況について(財務諸表)

当期総利益 673 百万円が発生したのは、成績提供手数料を増額改定したことにより収入が増加したこと、及び大学に配分する試験実施経費や警備経費の見直しにより支出が減少したこと等によるものである。

#### 【利益剰余金】

利益剰余金は、3,694 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,832 百万円、積立金 1,189 百万円及び当期総利益 673 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

# 【繰越欠損金】

無し。

# 【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】

運営費交付金は交付されていない。

## 【溜まり金の精査の状況】

いわゆる溜まり金については、以下に着目して洗い出しを行った結果、該当するものはなかった。

- ① 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務を相殺しているものは無い。
- ② 当期総利益は資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺していない。

# 4 計画的な収支計画の作成

18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を見直とで終去者負担の在り方等を見直しの趣を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源に対した共通テストの開始に準拠した共通テストの開始に変更に確保するほか、とともに、既存進めの検討を行うととな事とに、既を進めのでした見直し・効率化等を動により、各事業年度に計画に基づきにより、各事業をは、当該収支計画に基づきでは、

## 4 計画的な収支計画の作成

18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直して収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自己財源に準拠した共通テストの開始ととでに確保できるよう検討を行うとといて業務の徹底した見直し、効率化を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。

# 4 計画的な収支計画に基づく運営

年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行った。令和4年度は、共通テストを安定的・継続的に実施するため、成績提供手数料を1,500円に増額改定したこと、試験実施経費や警備経費が減少したことにより収支計画の総利益は計画額に対し386百万円増となった。

また、理事を委員長とする財務経営委員会において、令和5年度予算や今後数年間のセンターにおける収支イメージに基づき、今後の対応等について検討を行った。

#### 5 施設・設備に関する計画

共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。

## 5 施設・設備に関する計画

共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。

## B 5 施設・設備の状況

## (1) 業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備

老朽化が進んだ北東側増築棟の機械設備の改修工事が令和4年5月に完了した。

#### (2) 実物資産の保有状況

## ① 実物資産の名称と内容、規模

業務実施のための大学入試センター本館と講師寄宿舎を保有している。なお、講師寄宿舎は令和2年9月30日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めている。

ア 大学入試センター本館 所在 東京都目黒区駒場二丁目 19番 23号

土地 15,352 m<sup>2</sup>

建物 3 階建、鉄筋コンクリート(延べ面積 14,356 ㎡)

イ 講師寄宿舎 所在 東京都目黒区駒場二丁目 20番 2号

十地 923 m<sup>2</sup>

建物 2階建、鉄筋コンクリート(延べ面積679㎡)

# ② 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)

センターは、大学が共同して実施する共通テストに関し、一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。

大学の入学者選抜試験の一部である共通テストは、毎年50万人以上が出願しており、 適切な問題の作成、セキュリティの確保及び膨大な量の採点等の処理などの業務を毎年 着実に実施することが求められている。

このため、下記の施設等が必要不可欠であり、現有資産を保有する必要がある。

#### ア 施設

- i 6教科30科目の試験問題を作成するに当たり、約700人の大学教員等が全国から集まる部会をセンター内で年間延べ1,527日開催し、作成・チェック等を行うためのスペース。
- ii 志願票の受付、共通テストの採点、成績処理するためのスペース。
- iii 共通テストの改善等のための研究を行うためのスペース。

#### イ 環境

- i 問題作成等の作業のために全国から来所した多数の教員等のための交通至便かつ 近隣の宿泊施設。
- ii 共通テストの実施準備において、必要に応じて文部科学省、大学、高等学校関係 団体との協議を行うことが可能となる立地。また、特に共通テスト当日において、 緊急対応が必要となった場合には、文部科学省等に速やかに情報提供し、対応を協 議するために迅速な往来が可能となる立地。

#### ③ 有効活用の可能性等の多寡

センターでは、現有資産を有効に活用し、共通1次試験やセンター試験等の業務を長年に渡り安定的かつ着実に実施してきた。今後も現有資産を有効活用し、共通テストを滞りなく実施していく。

④ 見直し状況及びその結果 及び ⑤ 処分又は有効活用等の取組状況/進捗状況

「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、「現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上で、平成 22 年度中に検討し、結論を得る。」との指摘を受けた。

このことから、センターでは、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、センターは、センター試験を着実に実施するためにも、また、経済効率的にも現在地で、今後30年以上使用可能である現有建物を活用して業務を実施していくことが最善であるとの結論を得た。

なお、講師寄宿舎については、令和元年度における講師寄宿舎の廃止決定に基づき、令和2年9月30日に廃止した後、国庫納付に向けた手続を進めるため、令和2年11月に関東財務局による現地検査が行われ、関東財務局から対応を指示された土地境界線の確定などについては全て完了した。その後、令和5年2月の関東財務局による再度の現地調査で依頼のあった平面図と財産内訳表の関係図等の作成について、対応を行った。

⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況/ 進捗状況

該当なし。

⑦ 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

大学入試センター本館については、センターと大学が共同して行う共通テストの実施に関して、約700人の大学教員等が全国から集まり年間延べ1,527日の部会を開催するなど、センターが一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。

保有する施設の必要性について、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成23年3月に、センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得たが、今後も引き続き不断の検証を実施する。

また、講師寄宿舎については、令和元年度における講師寄宿舎の廃止決定に基づき、 令和2年9月30日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めている。

- ⑧ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利 厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況 該当なし。
- ⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組

共通テストの実施機関であり、セキュリティ上部外者の入構を制限しているが、OMR については外部利用を進めており高等学校卒業程度認定試験で利用されている。

IV 短期借入金の限度額 30億円(年度当初の運営資金、不測 の事態への対応のための経費に必要と なる可能性があるため。)	IV 短期借入金の限度額 30 億円(年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。)	_	IV 短期借入金の有無及び金額 今期間中は特になし。
V 不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画 講師寄宿舎(東京都目黒区駒場二丁 目 20番2号、923.51㎡)について、令 和元年度における廃止決定を踏まえ、 国庫納付を行う。	V 不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画 講師寄宿舎(東京都目黒区駒場二丁 目 20番 2 号、923.51 ㎡)について、令 和元年度における廃止決定を踏まえ、 引き続き、国庫納付に向けた手続を進 める。	В	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分 講師寄宿舎は、令和2年9月30日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めるため、 令和2年11月に関東財務局による現地検査が行われ、関東財務局から対応を指示された土 地境界線の確定などについては全て完了した。その後、令和5年2月の関東財務局による再 度の現地調査で依頼のあった平面図と財産内訳表の関係図等の作成について、対応を行っ た。
			【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和3年度業務実績評価における主要な指摘等〉 廃止した講師寄宿舎について、速やかに国庫納付に向けた手続きを完了させるよう努め ること。
			〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉 廃止した講師寄宿舎について、令和4年度は、関東財務局の指示に基づき国庫納付に向けた対応を行った。今後、関東財務局による資料等の確認が済み次第、速やかに国庫納付に向けた手続きを完了する予定である。
VI 不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産以外の重要な財産の譲 渡又は担保に関する計画 今期間中は特になし	VI 不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産以外の重要な財産の譲 渡又は担保に関する計画 特になし	_	VI 重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況 今期間中は特になし。
Ⅲ 剰余金の使途 不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。	Ⅲ 剰余金の使途 不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上 に係る経費に充当する。	В	▼ 利益剰余金の有無及びその内訳 利益剰余金は、 3,694 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,832 百万円、積立金 1,189 百万円、当期総利益 673 百万円である。
			〈 <b>利益剰余金が生じた理由〉</b> 前中期目標期間から繰り越した積立金 1,832 百万円、積立金 1,189 百万円及び成績提供手 数料の増額改定による収入の増加、大学配分実施経費等の見直しによる経費減額等により当 期総利益 673 百万円が生じたため。

# 項目別の状況

期

# VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26 年11月28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

2 トップマネジメントの促進

国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。

3 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、試験問題に係る秘密保持を確保するなど、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

4 人材の確保・育成

センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。

5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

6 情報の公開

業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
▼ その他主務省令で定める業務運営に 関する事項等	Ⅲ その他主務省令で定める業務運営に 関する事項等	1	_

#### 1 積立金の使途

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。

#### 1 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金について は、不測の事態への対応並びに共通テ スト及び調査研究の充実・改善、質の向 上に係る経費に充当する。

#### B **1 積立金**

積立金は以下のとおりである。

## (1) 目的積立金の有無及び活用状況

目的積立金はない。

# (2) 積立金の支出の有無及びその使途

前中期目標期間繰越積立金を施設・設備の老朽化対策として、北東増築棟改修機械設備その他工事及び警備カメラシステムの更新にかかる経費に充当した。

#### 2 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

#### 2 内部統制

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や研修の実施を通じてコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、引き続き監事監査や会計内部監査等を活用した定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。

#### B 2 内部統制

内部統制の充実・強化に資するよう、以下を計画的かつ着実に実施した。

#### (1) リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況

## 〈環境の整備状況〉

#### ① 理事長の補佐体制

理事長がリーダーシップを発揮するため、その下に理事長を補佐する「理事」、試験と 調査研究の業務を総括する「試験・研究統括官」及びそれを補佐する「試験・研究副統 括官」を置いている。

また、令和5年2月から、理事長の命を受け、特定の事項を掌理する「審議役」を置き、理事長の補佐体制をさらに強化した。

# ② 役員会議

理事長は、センターの業務運営等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補 佐するため、理事、監事、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、審議役、部長等で 構成する「役員会議」を原則毎月開催した。

また、役員会議には、全ての課長も出席し、必要に応じて意見を述べることとしている。

# ③ 運営審議会

理事長の諮問に応じ、センターの事業計画その他重要事項について審議するため、大学及び高等学校関係者等で構成する「運営審議会」を設置している。令和4年度は、令和3事業年度の業務実績に関する評価や令和5年度年度計画(案)等について意見を聞き、理事長のマネジメントの参考とした。

# ④ 権限の委任

業務の効率化を図るため、定型的なもの及び軽易なものに限って権限を委任した。

#### 〈環境の機能状況〉

#### ⑤ 予算

予算については、役員による各課からのヒアリング実施後、財務経営委員会における 検討を踏まえ配分案を作成し、運営審議会及び役員会議の審議を経て、理事長が決定し

た。

## **⑥** 人事

教員人事については、選考に当たっては選考基準を設け、理事長を委員長とする教員 人事委員会で審議の上、採用・再任を決定している。

事務職員人事については、理事長の指示のもと、人事基本計画(理事長裁定)を策定し、大学等との人事交流等を行った。また、職員の採用に当たっては、センターの現状を 考慮し、必要な資質能力を備えた者を採用した。

## ⑦ 研究開発

大学入学者選抜の改善、大規模一斉共通試験に関する研究を推進し、大学及び高等学校教育の振興に資するため、「大学入試センター研究ミッション」(平成 29 年 10 月策定)に基づく研究を推進するよう指示を行った。

## (2) 組織にとって重要な情報等についての把握状況

## ① 参加大学等関係者からの情報把握

共通テストを実施するためには参加大学や高等学校関係者及び文部科学省との連携協力が必要不可欠である。そのため大学及び高等学校関係者で構成される「大学入学共通テスト企画委員会」及び「実施方法部会」を開催し、試験の実施方法の改善に関して、直接大学や高等学校の関係者から実情や意見・要望等を把握するとともに、文部科学省の会議や大学関係団体の会議に出席し、政府や大学の動向について、直接情報を把握した。

# ② センター内の情報把握

小規模な組織のメリットを活かし、理事長は、年度計画に沿って担当部課長から直接報告を受けるとともに、重要事項等については関係役職員を招集し情報を把握した。

# (3) 役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況

# ① 役員会議等

年度当初に理事長が直接、役職員に対しミッションを周知徹底するとともに、役員会議等に出席・陪席している各部課長を通じ全職員に対し理事長の意思を周知徹底した。また、各種会議・研修等の機会を捉えて、理事長自ら職員に対して共通テスト実施体制、研究開発部の活性化、業務運営の改善、経費の節減合理化及び収入増加方策などについて見直し・改善するよう指示を行った。

# ② 部課長連絡会、教員会議等

理事を中心とした部課長連絡会(毎週開催)、研究開発部長を中心とした教員会議(毎月開催)の場を通じて、ミッションの周知徹底を図るとともに業務の進捗状況等の把握を行い、必要に応じ理事長に報告した。

# (4) 組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握状況、対応状況

① センターにおける最重要なミッションは、共通テストの着実な実施であり、その障害となるリスクを回避するため情報を把握するとともに必要に応じて対策を講じている。
② 東日本大震災による被災者等に対応するため、検定料等の免除を行った。
③ 共通テスト実施後、各大学・センター職員から意見・要望を聴取してリスク等を洗い出し、必要に応じて次年度からの共通テスト実施に反映させている。
④ センターの事業継続計画 (BCP) がより有効に機能するよう、試験実施前・実施中・実施後に場合分けしている。
⑤ 大規模災害への対応
ア 津波警報・注意報の発令など令和4年度共通テストを実施した際に発生した事例を 踏まえ、巨大地震発生時等の対応フロー等についてマニュアルの見直しを行い、令和 5年度共通テストに臨んだ。 イ 危機管理等委員会において、大規模震災発生による共通テスト実施のリスクへ対応
するための「大規模震災対応マニュアル」及びセンターが大規模災害等により被災し た場合においても役割を適切に果たすための「大規模災害時業務継続計画」の見直し について審議し、必要な改定を行った。
ウ 平成 24 年度から、大地震発生時に役職員の安否をメールで確認するとともに緊急 参集等の連絡を行うことができる安否確認システムを導入し、定期的に大規模災害の 発生を想定した安否確認等の訓練を実施した。
工 防災訓練を計2回実施した。
オ 災害時の非常用食料、毛布、簡易トイレ等を計画的に整備している。
(5) 未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況 該当なし。
(6) 内部統制のリスクの把握状況、また、内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況
センターにおける最大のリスクは、試験の実施に影響する試験問題の漏洩などセンター
の信頼を損なう事態の発生である。これを防ぐため各部課において、リスクを把握して改善策を検討し取り組むとともに、不断の見直しを行ってきた。また、理事長は会議等の機
音束を挟むし取り組むことでに、小側の先担しを1つしてた。また、理事技は云磯寺の候

れた。

会を捉えて役職員にミッションの周知徹底を指示するとともに、年度計画に沿って業務が行われているか担当部課長から報告を受けたほか、内部監査、監事監査等によるモニタリ

① 試験問題など試験に係る情報管理については、より確実なものとするため不断の検証

② 会計処理については、内部監査を実施し、その結果を理事長に報告するとともに監事にも報告した。また、会計監査人による監査が実施され、監査報告書が理事長に提出さ

ング実施結果の報告を受け、内部統制が有効に機能しているかチェックした。

を行い、計画的にセキュリティ対策に取り組んだ。

- ③ 契約については、平成22年4月に公表した随意契約の見直し計画に基づき、その改善に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会による契約内容のチェックを行った。
- ④ 情報セキュリティについては、情報システム監査においてセキュリティ対策等の監査 を計画的に行い、その結果について最高情報セキュリティ責任者(CISO/理事)に報告した。
- ⑤ 共通テストを含む法人全体としての具体的リスク・対応等を整理している。

#### (7) 法令の遵守

職務の執行の公正性の確保、業務運営上の不正行為等の早期発見及び是正、また、公的研究費の適正な運営・管理及び研究活動における不正行為の防止等の観点から、関係規則の整備をするなど、業務に係る法令遵守に努めている。

- (8) 監事監査(資料編 p. 28~30【資料 21】、【資料 22】参照) を通じたモニタリング
  - ① 理事長へのマネジメント等に関する監査を通じ、マネジメント・内部統制に関するモニタリングを行った。

監事監査では、中期目標を達成するため中期計画・年度計画の実施状況やその妥当性に留意した監査、理事長が内部統制を適切に整備・運用しているかを含めた理事長のマネジメントに留意した監査を以下のとおり行った。

- ・令和4年度の監査計画を立て監査の重点事項等について理事長に説明するとともに、 役員会議において周知した。
- ・上記監査計画に基づき、5~6月にかけて令和3事業年度の業務に関する定期監査を 実施し、書面及びヒアリングによる監査を行い、業務の取組状況について監査した。
- ・また、10月に令和4事業年度の業務について中間監査を実施し、定期監査のフォローアップを行った。
- ・会計業務については、毎月月次監査を実施するとともに、決算監査について監査法人 からヒアリングを行った。また、センターが行う内部監査結果についても報告を求め た。
- ・センターの運営等に関する重要事項を審議する役員会議や運営審議会に出席し、理事長のマネジメントについて監査した。

また、大学入学共通テスト企画委員会等に出席し、共通テストの企画段階における監査を行った。

- ・共通テストの実施面では、共通テスト本試験及び追・再試験当日は実施本部に常駐し、共通テストが確実に実施されているか等の実施状況を確認した。
- ・日常的に、文部科学大臣等に提出する重要書類、契約に関する重要書類を監査した。
- ・監査計画立案、監査報告に際して会計監査人と意見交換を行い、適切な監査を実施した。 た。
- ② 監事監査における改善点等の法人の長に対する報告状況

3 トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を 踏まえつつ、センターの使命及び社会	3 トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を 踏まえつつ、センターの使命及び社会	В	監事監査の結果については、定期監査、中間監査ともに理事長に報告し、意見交換した。また、役員会議においても報告するとともに、留意点等について説明し、改善を求めた。改善を要する業務については、この監査結果を踏まえて業務を行うよう理事長から指示し、改善を図った。  ③ 監事監査における改善事項への対応状況令和5年度共通テストでは、全体として指摘された点はなかった。調査研究活動については、体制の充実に向けて引き続き検討を求めた。  (9) 会計内部監査会計内部監査会計の部監査員等の基本的事項を規定で定めた「会計内部監査の実施に係る取扱い」に基づき、令和5年2~3月に実施したが、問題となる事象は発見されなかった。その他、日常的に起こり得る不正行為やその他誤びゆう等の発生を防止・発見するため、監査担当係において会計書類の日常監査を実施した。  (10) 会計監査法人による監査令和3年度の財務諸表等に対して、令和4年6月に会計監査人による監査が行われた。  【令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 (令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 (令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 (令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 ・共通テスト本試験2日目(1月16日)未明に発生したトンガ諸島の火山噴火による津波警報・注意報発令時の対応などを参考に、同様の事態を想定してマニュアルを見直し、共通テストの実施に影響を及ぼす事象への備えを今一度確認する必要がある。  〈上記の指摘事項を踏まえた令和4年度の改善状況〉・津波警報・注意報の発令など令和4年度の改善状況〉・津波警報・注意報の発令など令和4年度の改善状況〉・・津波警報・注意報の発令など令和4年度の改善状況〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
的責任を果たし、直面する課題に適切 に対応するための理事長のトップマ ネジメントを促進する。その際、セン ターの政策実施機能を最大化すべく、 役職員のモチベーションや使命感の	的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するため、理事長のリーダーシップの下、効率的な業務運営に資する具体的方策を検討し改善につなげるとともに、センターのミッションに沿		共通テストにおいては新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施し、18歳人口の減少に伴う検定料収入の減少を踏まえた財政基盤の確保の一つとして成績提供手数料の増額改定を行った。 また、調査研究については、外部委員による評価結果や研究代表者からのヒアリングの結果を踏まえ、センター研究ミッションに沿った研究予算の配分を行い、計画的かつ着実に実
向上といった点にも留意する。	った研究への戦略的な予算配分・執行を行う。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。		施するよう促した。

4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

#### (1) 情報システムの整備・管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMOの設置等の体制設備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

#### (2) 情報セキュリティ

政府機関の情報セキュリティ対策 のための統一基準群を踏まえ、情報 セキュリティポリシーを適時見直す とともに、これに基づき情報セキュ リティ対策を講じ、情報システムに 対するサイバー攻撃への防御力、攻 撃に対する組織的対応能力の強化に 取り組む。また、試験問題等のデータ 管理を厳格に行い、試験問題に関す る情報の管理のルールを厳格化した 上で、関係者に更なる周知徹底を図 るとともに、個人情報保護のために 必要な体制等の充実を図る。さらに、 情報セキュリティ対策の実施状況を 毎年度把握し、PDCA サイクルにより 情報セキュリティ対策の改善を図 る。

# 4 情報セキュリティ

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)に基づく監査の実施結果も踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

試験問題等のデータを厳格に管理するため、使用手順等のルールについて、 職員及び試験問題作成委員に更なる周 知徹底を行い、適切な情報管理に努め る。

また、個人情報保護のセキュリティ強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

## B 4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ

#### (1) 情報システムの整備・管理

令和5年度のPMO設置に向けて準備、組織体制や業務内容の検討を行った。

#### (2) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策として、以下のことを計画的かつ着実に行い、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んだ。

#### ① 情報システムに関するセキュリティ

- ・業務ごとの機密性保持のため、ユーザー認証とユーザー権限を管理している。
- ・サイバー攻撃等に対応するため、UTM (統合管理装置)、ネットワーク監視装置等のセキュリティ対策機器を導入している。
- ・セキュリティの向上を図るため、電子証明書を導入し外部/内部の DNS (Domain Name System) サーバやメールサーバ等の関係サーバの通信を暗号化している。
- ・事務用電子計算機システムにおいては、個人情報等の機微な情報をインターネットなどの外部ネットワークから遮断されたクローズドネットワークで管理している。
- ・端末の紛失、盗難、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するため端末に情報を残留させない機能を導入している。
- ・全役職員を対象に標的型メール攻撃に対応するための訓練を実施した。訓練実施後に は初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行った。

#### ② 試験問題に関するセキュリティ

- ・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計 算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行う など、厳格な管理体制を維持した。
- ・試験問題の秘密保持、当該データの使用手順等のデータ管理のルールについて、試験問題作成委員に対しては、年度当初の分科会長会議において事務局から説明し確実に周知徹底を行うとともに、必要に応じて各部会の開催時に秘密保持の意識を高めるため分科会長を通じて周知を行っている。関係職員に対しても、試験問題の秘密保持のために必要な管理上のルール等について、事業第二課への配属時に説明するとともに、必要に応じて随時確認を行った。
- ・管理上のルール等については必要に応じて随時見直し、改善を図ることとしており、 変更があった場合には、関係職員をはじめ各部会委員に対し説明の上周知徹底を図 り、適切な情報管理を行っている。

# 5 人材の確保・育成

センターの人事基本計画を踏まえ、 新規採用や人事交流を通じ必要なと資 能力を備えた人材の確保を図るとと適 に、共通テストを着実に実施できる適 正な配置を行う。また、大学を取り 巻く環境が変化する中で、センターが 期待されている役割を担うために必要 な能力や情報セキュリティ、財務会計 等の業務遂行に当たって求められる専 門的能力を伸長させる研修等の人材 成に向けた取組を積極的に行う。

## 5 人材の確保・育成

人材確保・育成については、センターの人事基本計画に基づき、新規職員の計画的な採用を行い、センターの将来を担う専門的な知識を持つ人材を育成するために計画的に業務を経験させるほか、大学等との人事交流により必要な資質能力を備えた人材の確保にも努めるとともに、共通テストを着実に実施できる適切な配置を行う。

また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力の向上及び専門的知識の習得を目的として、聯員の職位、実務経験等に応じて、外部団体の研修プログラムも活用しながら各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職務に関連する専門的な知識・理解を得ることを目的として、センターで企画・主催する研修についても内容の充実に努める。

#### B | 5 職員の能力向上

人事基本計画に基づく取組については、以下の(1)~(7)を計画的かつ適切に実施した。(資料編 p. 26【資料 20】参照)

## (1) 人材確保

### ① 新規採用について

令和4年度は、職員の年齢構成バランスを勘案し、事務職員を「令和4年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から4人、「令和3年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から1人採用した。

## ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」を踏まえた取組

障害者の雇用については、重度身体障害者等を常勤職員として雇用しており、法定雇 用率を達成した。

# (2) 職員研修

#### ① 選択制研修

職員の職務遂行能力を向上させるため、職場・職員のニーズにあった研修を受講できるよう民間業者が実施する公開講座を活用した選択制研修を実施した。

実施回数:16回

実施時期: 6月9日~12月26日 (e ラーニング形式)

参加者:16人(各1回)

# ② メンタルヘルス研修

独立行政法人大学入試センターにおける人事に関する基本計画 5 (2) に基づき、メンタルヘルスの不調を事前に防止するため、全職員を対象とし、自席での動画視聴による「メンタルヘルス(セルフケア)講座」を実施した。

実施回数:1回

実施時期:8月15日~9月30日(eラーニング形式)

参加者:109人

#### ③ 標的型メール訓練

情報セキュリティ対策に係る教育の一環として、サイバー攻撃に対する役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、全役職員を対象に標的型メール訓練を実施した。訓練実施後には初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行った。

実施回数:2回

実施時期:第1回令和4年12月12日~12月14日

第2回令和5年3月6日~3月8日

参加者:150名

#### ④ 国の行政機関、国立大学法人等が主催する研修(実施回数8回、参加者14人)

職員の職位、実務経験に応じて資質能力の充実を図るため、計画的に国の行政機関、国立大学法人等が主催する職務階層別研修、教養研修及び実務研修に参加させた。

(例)

・情報公開・個人情報保護制度・公文書管理の運用に関する研修会

・関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー(財務の部)

参加回数:8回 参加者:延べ14人

# ⑤ 個人情報保護管理者・保護担当者研修

各部課における保有個人情報の適切な管理を確保するため、保有個人情報の安全管理において中心的な役割を担う各部課の個人情報保護管理者・保護担当者を対象とした研修を行った。

実施回数:1回

実施時期: 11月22日~12月13日(eラーニング形式)

参加者:20人

# (3) 人員の適正配置

① 組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直し (p. 33 実績の欄(1) – 1 参照) を行い、センター全体として適正に人員を配置した。

② 職員の配置に当たっては、業務の性質、当該職員の能力・適性・希望を総合的に判断し行った。

## (4) 人事交流

国立大学等と人事交流を行った。(p. 33 実績の欄(1)-2参照) さらに、民間企業からの 出向者を受け入れた。

# (5) 雇用環境整備

① 「次世代育成支援対策推進法」を踏まえた環境整備

環境整備のため、以下の取組を実施した。

- ・ノー残業デー(毎週金曜日)を設けるなど、時間外勤務の縮減を図った。
- 年次有給休暇の計画的使用に取り組んだ。
- ・出生時育児休業(産後パパ育休)制度を新設した。
- ・5人の職員が育児休業を取得した。

# ② 職員の心身の健康管理対策

健康管理対策として、以下の取組を実施した。

- 各部署にハラスメント相談員を配置した。
- メンタルヘルス研修を実施した。
- ・インフルエンザの予防接種を行った。
- ・「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援に関する要項」に基づき、円滑な職場復帰を進めるための支援を行った。
- ・長時間労働者に産業医の面談を実施した。

- ・衛生委員会を毎月開催し、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るために空気環 境測定等や職場巡視などを行った。
- ストレスチェックを実施した。
- ・労働時間の適正な把握のために、タイムカードの運用を開始した。

#### ③ 新型コロナウイルス感染症対策

感染症対策として、以下の取組を実施した。

- ・始業・終業時刻を最大2時間の範囲内で繰上げ又は繰下げを可能とし、勤務時間の 弾力的な運用として時差通勤を推奨した。
- ・職員が感染症と診断された場合は就業禁止とした上で特別休暇とし、感染者の濃厚 接触者として特定された場合等も特別休暇として取り扱った。
- ・ワクチン接種時及びワクチン接種に伴う副反応が生じた場合は、特別休暇として取 り扱うことができるようにした。
- 手洗い・うがいなどを奨励するポスターを掲示した。
- ・令和3年度に引き続き、消毒液を、玄関やトイレに加え、執務室入口や会議室入口 等にも設置した。
- ・外部委員が参加する各種会議等について、委員の移動や接触機会の減少にも配慮し、 ウェブ会議の実施を推進した。
- ・在宅勤務用にクラウド型リモートアクセスサービスや個人の携帯端末を利用した公 私分計サービスを継続的に利用した。
- ・職員やセンターに常駐する業者職員の感染が確認された際には、全役職員に対して、 掲示板で感染症対策の呼びかけを改めて周知した。

#### (6) 適正な人員配置

業務を効率的に遂行するため、組織全体の業務を精査し、適正な人員配置を行い、常勤 職員数の適正化を図った。

【常勤職員数の推移表】(各年度4月1日現在)

(人)

事業年度	理事長	理事	監事	試験・研究統括官	試験・研究副統括官	教授	准 教 授	助教	(事務・技術)	合 計
平成 25 年度	1	1	1	1	1	4	6	4	76	95
平成 26 年度	1	1	1	1	2	4	5	4	74	93
平成 27 年度	1	1	1	1	1	3	6	4	76	94
平成 28 年度	1	1	1	1	2	3	6	4	* 82	101
平成 29 年度	1	1	1	1	2	3	5	2	<sup>*</sup> 99	115

	平成 30 年度	1	1	1	1	1	5	5		<sup>*</sup> 110	126
	令和元年度	1	1	1	1	1	5	6	3	<b>*110</b>	129
	令和2年度	1	1	1	1	1	5	5	3		125
	令和3年度	1	1	1	1	1	4	5	3	<b>* 99</b>	116
	令和4年度	1	1	1	1	1	5	4	2	<b>※</b> 97	113
	> ⇒ ₩ 問題 ♪ i	画台	जिंदी (	20 年度	⊨Λı	. W.d	20年	中 7 1	- 17	ポック 年 6	± 10 ↓ . △

※ 試験問題企画官 (平成 28 年度 0 人・平成 29 年度 7 人・平成 30 年度 12 人・令和元年度 15 人)、 試験問題調査官 (令和 2 年度 13 人・令和 3 年度 12 人・令和 4 年度 11 人) を含む。

#### (7) その他

#### 1年単位の変形労働時間制の実施

事業部において、繁忙期と閑散期の隔たりが大きくその差を調整するために、令和元年度から導入した1年単位の変形労働時間制を、令和4年度も実施した。

6 関係機関・団体への支援や協働体制 の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

6 関係機関・団体への支援や協働体制 の構築・強化

6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、以下のとおり取り組んだ。

(1) 参加大学の役割についての説明、参加大学の意思の反映(I-I 再掲)

共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、参加大学の役割について説明 するとともに、参加大学の意見を「令和5年度共通テスト実施要領」等に反映させた。

- ①実施主体である参加大学の役割について説明するための取組
  - ・センター主催の協議会での説明

入試担当者連絡協議会

- ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、 令和2年度・令和3年度と同様、参加大学専用の特設サイトで解説付きのスライド 資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。
- ・依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供

国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議(メール会議)、1都3県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議(ウェブ会議)、福島県連絡会議(ウェブ会議)

#### ②参加大学の意思を反映するための取組

大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する大学入学共通テスト企画委員会の一部委員を、国公私立大学の各団体からの推薦により委嘱しており、大学入学共通テストの実施要項、新型コロナウイルス感染症予防対策等について審議を行った。

また、令和4年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令和5年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。

## (2) 参加大学との協働体制の構築・強化の推進

#### ① 入試担当者連絡協議会

従前、参加大学向けに入試担当者連絡協議会を実施していたところではあるが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、令和5年度共通テストの実施方法の変更点や、新型コロナウイルス感染症対策として必要な事項を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。

特に、スライド資料について、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ 周知しやすいように、実施要領等の解説を併せて提供するとともに、過去のトラブルや 対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。

また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう工夫した。

#### ② 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底

各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。

- ・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること
- 各担当の業務内容
- ・前年度共通テストとの変更点
- ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者 に多大な影響を与えるおそれがあること
- ・不測の事態が発生した場合の対応方法等
- 新型コロナウイルス感染症対策
- ・不正行為の取扱い

さらに、視覚的に業務を理解してもらうための「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。

また、参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、体調不良を申し出た受験者対応の予行演習、英語リスニングの予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を11月に発出し、依頼した。

#### ③ 共通テストにおける実務型研修の実施

大学関係者が共通テスト実施当日の業務をセンター側の立場で経験することを通じ、共通テストにおけるセンターが担う業務内容への理解を深め、今後の共通テストにおけるセンターと大学等が行う業務が一層円滑に進むことを目的として、大学等の職員を対象に、 実務型研修を実施した。

研修参加者は、本試験当日にセンターに設置する共通テスト実施本部事務局において、 大学との連絡業務等の実務を担った。

		(3) 大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組 大学の入学者選抜方法の改善に関する研究交流の一層の推進に資するため、全国大学入 学者選抜研究連絡協議会大会を毎年主催し、共催大学とともに企画・運営を行っている。 令和4年度大会については、明治大学との共催によりオンラインで開催し、発表の内容を 取りまとめた報告書及び論文集として「大学入試研究の動向」と「大学入試研究ジャーナ ル」を発行した。 また、大学入試に係る研究成果について社会に発信するため、シンポジウムを開催した。 さらに、各大学での入試関連業務はより複雑化し高度に専門化しつつあるため、各大学 の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象に「アドミッションリーダ 一研修」を実施した。
7 情報の公開業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、毎年度、積極的な開示を行う。	7 情報の公開業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、積極的な開示を行う。	7 情報の公開 以下の(1)~(4)のとおり計画的かつ積極的に公開した。 (1) 通則法で定められた情報の公開(資料編 p. 13 【資料 13】参照) 以下の情報について、事務所に当該書類を備え置くとともに、センターのウェブサイト に掲載した。 ・役員の任命(通則法 第 20 条第 5 項) ・業務方法書(通則法 第 30 条第 4 項) ・中期計画(通則法 第 30 条第 4 項) ・中期計画(通則法 第 31 条第 1 項) ・中期目標に係る事業報告書(通則法 第 38 条第 2 項) ・財務諸表等(通則法 第 38 条第 3 項) (令和 4 年 10 月 官報公告) ・役員給与規則・役員退職手当規則(通則法 第 50 条の 2 第 2 項) ・職員給与規則・職員退職手当規則(通則法 第 50 条の 10 第 2 項)  (2) 通則法で定められた以外の情報の公開 以下の情報について、センターのウェブサイト等に掲載した。 (1) 管理・運営関係 センターの沿革、組織、諸規則、業務実績に関する評価、調達等合理化計画、随意契約の状況、随意契約見直し計画、業務・システム最適化計画、業務内容別の職員数 ② 事業関係 ア 共通テストの運営等 共通テストの運営等 共通テストの運営等 共通テストの運営等 共通テストの運営等 共通デストので、出題教科・科目、受験案内、志願者数、実施結果、正解等、リスニングテストで使用する IC ブレーヤーの操作方法、Q&A イ 試験問題評価 試験問題評価 試験問題評価 試験問題評価報告書(令和 4 年度共通テスト関係) ウ 調査研究活動の内容 教員紹介、主な研究課題、研究紀要、大学入試研究ジャーナル なお、令和 4 年度のセンターのウェブサイト訪問件数は、5,649,504 件(令和 3 年度:6,601,091 件)であった。(資料編 p. 12 【資料 12】参照)

В	(3) 広報資料による情報の公開 大学入試センター要覧(令和4年度)を刊行し、各国公私立大学、及び関係者等に配布 するとともに、センターのウェブサイトでも閲覧できるようにした。
	(4) 報道機関による情報の公開(資料編 p. 14~15【資料 14】参照) 共通テストに関する諸資料について、適宜、文部科学記者会へ資料提供又は記者会見を 行うとともにセンターのウェブサイトで公表した。

中期計画	令和4年度計画	進捗 状況	実績(進捗状況の判断理由)
(その他)	_	_	(1) 金融資産の保有状況 金融資産の名称と内容、規模、 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性) 名 称 金 額 必要性等
			現金及び預金 4,903,282 千円 共通テスト業務等に係る経費に 充当。
			(2) 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし。 (3) 資金運用の実績
			該当なし。
			(4) 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法 人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容 資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金運用原則や 運用方法等を定めた「資金運用方針」を制定している。
			(5) 資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容 大口定期預金による運用のみで行っていることから、資産構成及び運用実績を評価する ための基準までは設けていない。
			(6) <b>資金の運用体制の整備状況</b> 「資金運用方針」により、資金計画に基づく安全運用を行うこととしている。
			(7) <b>資金の運用に関する法人の責任の分析状況</b> 資金の不足を生じることなく、安全かつ効率的な運用を行うこととしている。
			(8) 貸付金・未収金等の債権と回収の実績 該当なし。
			(9) 知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ① 知的財産の保有の有無 特許権3件。 ア 発明の名称:リスニングテストに用いられる文書情報再生システム及び該文書情

報再生システムに用いられる問題用紙 イ 発明の名称:採点補助システム
ウ 発明の名称:試験問題閲覧システム
② 保有の必要性 保有の必要性については、出願前にセンターに設置した発明委員会において検討して
いる。この3件については、本発明の特許権を他の企業等が取得することにより、センターでの利用に支障が生じることを防ぐため保有する必要があると判断したものであり、今後は、情報技術の進展等を踏まえながら、適宜、保有の必要性について検討する。
(10) 知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況/進捗状況 整理等の予定はない。
(11) 出願に関する方針の有無 発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定め、調査研究の成果の社会的 活用を図ることを目的として、「独立行政法人大学入試センター発明等に係る知的財産権取 扱規則」(以下「知的財産権取扱規則」という。)を制定している。
(12) 出願の是非を審査する体制整備状況 知的財産権取扱規則に基づき、職員等が行った職務発明等の審査等を行うため発明委員 会を設置している。
(13) 活用に関する方針・目標の有無 現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利 用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであるため、活用に関する方針・目 標については、未整備である。
(14) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 前述の発明委員会において、センターが承継した発明等の管理及び処分の審査を行う。
(15) 実施許諾に至っていない知的財産について 現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利 用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、実施許諾による自己収入増 を考慮したものではない。
(16) 中期目標期間を超える債務負担とその理由 該当なし。